

千葉県再生土の埋立て等の 適正化に関する条例

届出等の手引

令和7年4月

千 葉 県

はじめに

建設汚泥等の産業廃棄物をリサイクルして製造された再生土は、適正に利用する限りは安全で有用な資材ですが、かつて、県内の埋立て現場の一部では、不適正な施工方法による崩落の発生や、粗悪な再生土の使用による周辺の農作物への悪影響などの事例が生じていました。

そこで、県では「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例」を平成31年4月1日から施行し、再生土の埋立て等について崩落等の防止及び環境影響の防止の観点から基準を設けるとともに、一定規模以上の埋立て等に対して届出を義務付けたところです。

この手引では、条例の内容及び届出に必要な手続等について解説していますので、再生土の埋立て等を行おうとする方は、あらかじめ手引をよく読んだ上で、条例を遵守し、適切な埋立て等を行うようにしてください。

注 意

再生土の処分（廃棄）を目的とした埋立ては廃棄物処理法で禁止されています。廃棄物の不法投棄に該当する場合は、同法に基づく行政処分や罰則の規定が適用されることがあります。

また、埋立て後の土地利用目的がない場合や、合理的な理由なく土地利用計画が変更された場合等は、再生土の処分（廃棄）の疑いがあるものとして、埋め立てた再生土の撤去を求めることがあります。

目 次

第1章 再生土条例の概要	1
第1節 再生土条例の仕組み	1
1 全ての再生土の埋立て等について講ずべき措置	1
2 特定埋立て等を行う者に課される義務	3
3 県が行う行政処分・立入検査等	4
4 県条例と市町村条例の関係	5
第2節 再生土の埋立て等に当たっての留意事項	7
1 再生土の埋立て等に使用する材料	7
2 条例の適用が除外される工事	7
3 その他の留意事項	8
第2章 特定埋立て等の届出	9
第1節 特定埋立て等の届出の事前手続	10
1 県への事前相談	10
2 再生土の埋立て等に関係する法令の確認	12
3 住民及び市町村に対する説明	14
第2節 特定埋立て等の届出書等の作成方法	16
第3章 特定埋立て等の届出後の手続	39
第1節 特定埋立て等の届出から搬入開始までの手続	39
1 土地改変前の現地確認	39
2 再生土の搬入前の現地確認	40
3 再生土の搬入及び埋立て等の開始	40
第2節 特定埋立て等の施工中の手続	41
1 特定埋立て等の施工状況の報告	41
2 定期検査及び検査結果の報告	44
第3節 特定埋立て等の変更の届出	51
1 特定埋立て等の内容の変更	51
2 届出者の氏名等の変更	55

第4節 特定埋立て等の終了の手續	57
1 再生土の埋立て等終了届の提出	57
2 終了検査	58
3 終了確認結果通知	59
4 終了後の現地確認	59
5 関係書類等の保存	59

【参考】再生土の埋立て等に関する資料集

・再生土条例及び規則（2段表）	61
・千葉県再生土の埋立て等に係る行政指導指針	87
・再生土規則第4条第2項第3号の「その他知事が定める再生土の堆積」	105
・再生土規則第7条の「知事が別に定める」事項	106
・「再生土の適正利用について」 （平成31年3月18日付け廃第2099号千葉県環境生活部長通知）	108
・施工計画書（例）	118

再生土の埋立て等に関する主な用語

用 語	意 義
再生土	建設汚泥等の産業廃棄物を原料として、脱水、破碎等の処理を行い、土砂状としたものをいいます。再生土は、土地造成等における埋立て用の資材として有償で取引されるものです。 再生土の原料となる産業廃棄物としては、建設汚泥、燃え殻、ばいじん、がれき類などがあります。また、「土砂状」とは、日本統一土質分類の礫、礫質土、砂、砂質土、シルト、粘性土に準じた粒径及び粒度分布を呈するものをいいます。
再生土の埋立て等	再生土を土地に堆積する行為をいいます。具体的には、再生土の埋立てや盛土のほか、土地の上に一時的に再生土を堆積する行為（ストックヤード、仮設道路等）も含まれます。 再生土の埋立て等を行う場合には、埋立て面積にかかわらず、堆積した再生土の崩落、流出等を防ぐ崩落等防止措置や、再生土の埋立て区域から流出する水に含まれるアルカリ及び塩化物による周辺環境への悪影響を防ぐ環境影響防止措置を講ずることが義務付けられています。
特定埋立て等	面積500㎡以上の再生土の埋立て等をいいます。県内で特定埋立て等を行う場合には、工事に着手する前に、あらかじめその旨を県に届け出ることが義務付けられています。特定埋立て等に該当するにもかかわらず、再生土を無届で埋め立てたことが後になって判明した場合は、その再生土の撤去を求めるほか、措置命令や罰則の規定が適用されることがあります。 なお、埋立て面積は、再生土の埋立て等に供する区域の面積をいい、区域外の搬入路、環境影響防止措置のための施設、現場事務所などは含みません。
残土条例	「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（平成9年千葉県条例第12号）は、一般に「残土条例」と呼ばれています。自然由来（＝地山）の土砂等（土砂等を石灰で改良したものを含む。）による埋立て等は、残土条例の規制対象となります。 再生土は、外見は土砂状を呈していますが、産業廃棄物由来のリサイクル製品であることから、残土条例の「土砂等」には該当しません（ただし、市町村や他の都道府県の残土条例では、千葉県とは異なる定義をしている場合があります。）。

用 語	意 義
産業廃棄物と再生土	再生土とされる物が、埋立て資材としての品質を満たしていない場合や、有償で譲渡されない場合、埋立て後の土地利用目的がない場合などは、条例で規定する再生土とは認められず、廃棄物として取り扱います。その場合は、廃棄物処理法に基づき、関係者に対して、埋め立てた物の撤去等の適正処理を求めることとなります。
崩落等防止措置	安定勾配、段切り、小段、擁壁、締固めなど、堆積した再生土の崩落を防止する措置として規則別表第1に列挙されているものをいいます。特に、埋立て等の高さが10mを超える場合は、安定計算を行わなければならないこととされています。
環境影響防止措置	埋立て区域の外に流出する水による周辺的生活環境への悪影響を防止するための措置をいいます。大きく分けて、基準を満たした再生土を埋立て等に使用する方法と、周辺に流出する水が基準を超えないような措置を講ずる方法の2つがあります。
水質に係る基準	埋立て区域から流出する水について満たすべき基準で、次の2項目があります。 ①水素イオン濃度指数（pH） 8.5以下 ②塩化物イオン濃度 500mg/l以下
地質に係る基準	埋立て等に使用する再生土について満たすべき基準で、溶出量基準29項目、含有量基準9項目、ダイオキシン類1項目の計39項目が行政指導指針別表において定められています。 この基準を満たしていない処理後物は、造成資材としての品質を満たしていないものとして取り扱われることとなります。
土地利用計画	再生土は土地造成用の資材として有償で取引されるものです。したがって、再生土の埋立て等に係る土地利用計画は、造成による土地の価値の増加分が、再生土の購入費及び運搬費並びに造成工事費等を上回るものでなければなりません。そうでない場合は、経済的合理性のない埋立てとなりますので、再生土の処分（廃棄）の疑いが生じることとなります。

第1章 再生土条例の概要

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例（平成30年千葉県条例第45号。以下「条例」といいます。）は、県内における再生土の埋立て等の適正化を図るために、平成31年4月1日から施行されているものです。

また、この条例の規定を実施するために、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則（平成31年千葉県規則第8号。以下「規則」といいます。）及び再生土の埋立て等に係る行政指導指針（以下「指針」といいます。）が併せて定められています。

この章では、条例の仕組みの概要や、再生土の埋立て等に当たっての留意事項等について解説していきます。

第1節 再生土条例の仕組み

1 全ての再生土の埋立て等について講ずべき措置

次に掲げる措置については、埋立て等の面積にかかわらず、全ての再生土の埋立て等について講ずる義務がありますので、御注意ください。

（1）再生土の崩落等の防止措置（条例3条）

ア 埋立て面積500㎡未満

使用された再生土が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講ずる義務があります。

イ 埋立て面積500㎡以上（特定埋立て等）

使用された再生土が崩落し、飛散し、又は流出しないように規則で定める措置を講ずる義務があります。措置の具体的な内容については、規則別表第1において、次のとおり定められています。

- ①地盤に滑りやすい層があるときは、くい打ち、土の置換え等
- ②著しく傾斜している土地においては、地盤の斜面に段切り等
- ③のり面の勾配

埋立て等の高さ	のり面の勾配
5 m以下	垂直1 mに対する水平距離が1.5 m以上の勾配
5 m超～10 m以下	垂直1 mに対する水平距離が1.8 m以上の勾配
10 m超	安定計算を行い、安全が確保される勾配

埋立て等の高さ	のり面の勾配
【一時堆積の場合】 5 m以下	垂直 1 m に対する水平距離が 1.8 m 以上の勾配

※一時堆積の埋立て等の高さは 5 m 以下であることが必要です。

- ④擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 8 条から 12 条までの規定に適合
- ⑤埋立て高さ 5 m ごとに幅 1 m 以上の小段を設け、排水溝を設置
- ⑥締固め等
- ⑦のり面の石張り、モルタルの吹付け等
- ⑧飛散防止の芝張等

(2) 環境影響の防止措置 (条例 4 条)

全ての再生土の埋立て等について、その面積にかかわらず、再生土の埋立て区域から流出する水の水素イオン濃度及び塩化物イオン濃度が規則で定める基準（水素イオン濃度指数（pH） 8.5 以下及び塩化物イオン濃度 500 mg/l 以下）に適合するように、次のいずれかの措置を講ずる義務があります。

- ①基準に適合する再生土を使用すること。

基準を満たしている再生土を用いて埋立てを行うものです。具体的には、知事が定める方法により作成した検液について、水素イオン濃度及び塩化物イオン濃度が基準を満たす再生土を使用することとなります。

この場合における測定方法は、水素イオン濃度にあつては日本産業規格 K0102 の 12・1 に、塩化物イオン濃度にあつては同 35 に定める方法によります。また、検液の作成方法については参考資料の「再生土規則第 7 条の「知事が別に定める」事項」を参照してください。

- ②再生土の埋立て区域から流出する水が基準に適合するような措置を講ずること。

前記①の措置によらない場合は、埋立て区域から流出する水について基準に適合するような措置を講ずる必要があります。

その具体的な方法としては、i) 埋め立てた再生土の表面をアスファルト等で舗装する、ii) 埋立て区域の地盤を掘削した土砂で覆土する（水素イオン濃度の場合）、iii) pH調整装置を設置する（水素イオン濃度の場合）、iv) 脱塩装置を設置する（塩化物イオン濃度の場合）などがありますが、判断に迷う場合は、早めに県まで御相談ください。

2 特定埋立て等を行う者に課される義務

特定埋立て等（面積500㎡以上の再生土の埋立て等）をしようとする者には、前記1に掲げた義務のほかに、届出書の提出や定期報告などの次に掲げる義務が課されることになります。

①届出（条例5条）

特定埋立て等を行おうとする者は、あらかじめその旨を県に届け出なければなりません。その手続の流れや関係書類の作成方法等については、「第2章 特定埋立て等の届出」を参照してください。

②台帳の作成（条例6条）

特定埋立て等の届出をした者は、販売事業者ごとの再生土の搬入量や搬入期間等を記載した台帳を作成しなければなりません。具体的には、「第3章第2節 特定埋立て等の施工中の手続」を参照してください。

③定期報告（条例7条）

特定埋立て等の届出をした者は、再生土の搬入を開始した日から3か月ごとに、県に対して施工状況や検査結果の報告をする義務があります。具体的には、「第3章第2節 特定埋立て等の施工中の手続」を参照してください。

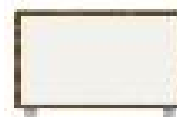
④関係書類の縦覧（条例8条）

特定埋立て等の届出をした者は、埋立てが行われている間（＝再生土の搬入を開始した日から埋立ての終了手続が完了するまでの間）、県に提出した書類等の写しや台帳を近隣の住民その他の関係者の縦覧に供しなければなりません。

これらの関係書類等の縦覧は、埋立て区域内に現場事務所等が設けられていればその事務所で、設けられていない場合は近隣の適切な場所で行います（現場事務所が設置されていないことを理由に縦覧を拒むことはできません。）。

⑤標識の掲示（条例9条）

特定埋立て等の届出をした者は、埋立てが行われている間、公衆の見やすい場所に標識（規則第9号様式）を掲示する義務があります。



⑥終了の届出（条例10条）

特定埋立て等が終了したときは、その日から10日以内に県へ届出をすることが義務付けられています。その手続の流れや関係書類の作成方法等については、「第3章第4節 特定埋立て等の終了の手続」を参照してください。

⑦関係書類等の保存（条例１１条）

特定埋立て等の届出をした者は、埋立ての終了の届出をした日から３年間、関係書類等を保存しなければなりません。

３ 県が行う行政処分・立入検査等

条例１２条以下には、再生土の不適切な埋立て等の違反行為を行っている者に対する措置命令・罰則の規定や、県職員による報告徴収・立入検査などの規定が置かれています。

①措置命令等（条例１２条）

県は、再生土の不適切な埋立て等を行っている者に対し、再生土の崩落等や、生活環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講ずるように命令することができます。

②報告徴収（条例１３条）

県は、再生土（その疑いがある物を含む。）の埋立て等を行っており、又は行ったと認められる者に対して必要な報告を求めることができます。

③立入検査（条例１４条）

県は、再生土（その疑いがある物を含む。）の埋立て区域や、当該再生土の埋立て等を行っており、又は行ったと認められる者の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、関係者に質問することができます。

また、県が必要があると認めるときは、埋立て区域において、無人航空機（ドローン）・トータルステーションその他の測量機器による測量のほか、試料を採取して水質検査及び地質検査を行うことがあります。

④罰則（条例１７条及び１８条）

この条例の規定に違反した場合は、１年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金が科されることがあります。



4 県条例と市町村条例の関係

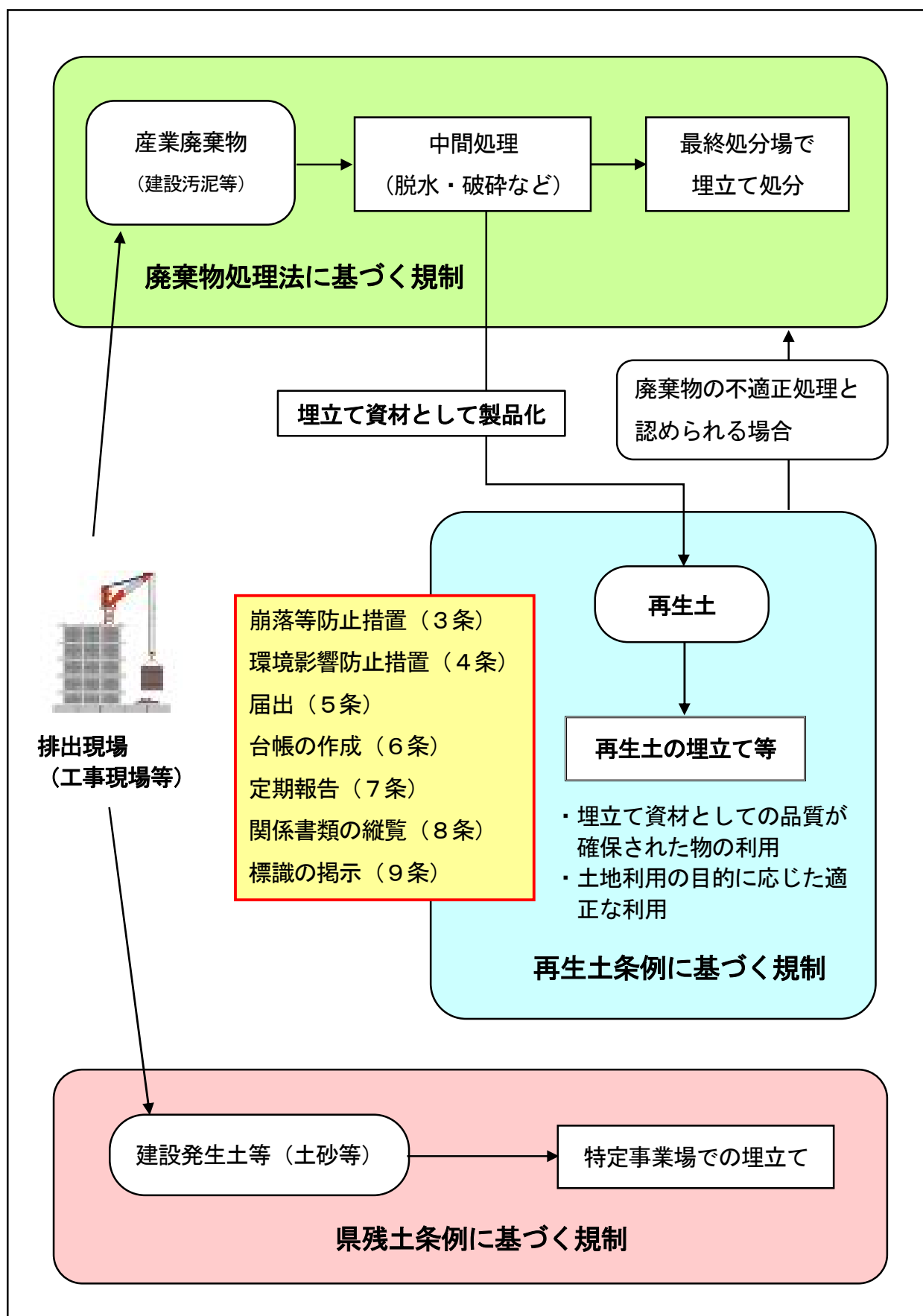
再生土の埋立て等について独自の施策を講ずる市町村については、県条例の適用を除外し、市町村条例を優先して適用させる制度があります（条例15条）。当該市町村においては、埋立て面積にかかわらず、市町村の条例が適用されますので、再生土の埋立て区域の全部又は一部がこれらの市町村の区域内に所在する場合は、当該市町村に御相談願います。

県の再生土条例の適用が除外される市町村

銚子市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、君津市、四街道市、八街市、印西市、匝瑳市、香取市、山武市、大網白里市、神崎町、多古町、芝山町、長生村、大多喜町、鋸南町



(参考) 再生土、土砂等、産業廃棄物と規制法令との関係



第2節 再生土の埋立て等に当たっての留意事項

1 再生土の埋立て等に使用する材料

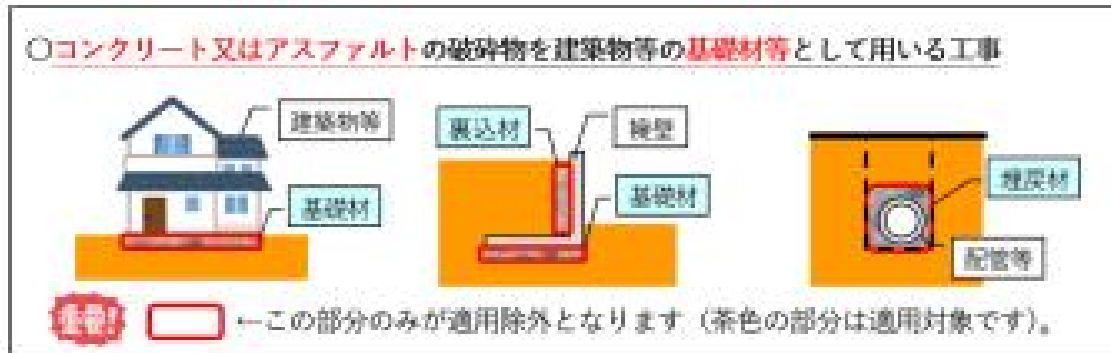
- ・再生土と土砂等（残土）を混ぜて埋め立てることはできません。再生土と土砂等（残土）の両方を使用した埋立てをする場合は、それぞれの埋立て区域を明確に分けた上で、再生土条例の届出と残土条例の許可の両方の手続が必要となりますので、早めに相談してください。
- ・産業廃棄物を原料とした処理後物で土砂状を呈したもの（JIS規格等を満たす再生砕石、鉄鋼スラグ等を含む。）は、この条例に規定する再生土に該当します。
- ・土壌溶出量基準（環境基準）や土壌含有量基準（土壌汚染対策法）を超える有害物質を含んでいたり、建設混合廃棄物が混入していたりするなど、埋立て資材としての品質を有していない再生土は廃棄物であり、埋立てには使用できません。
- ・同一の事業場内において複数の製造事業者から購入した再生土を使用する場合は、製造事業者ごとに区域を分けて埋立てを行う必要があります。

2 条例の適用が除外される工事

- ・この条例の適用が除外される舗装工事は、舗装（路盤、基層及び表層）の設計条件及び施工条件（公益社団法人日本道路協会が発行する舗装設計施工指針等に準じます。）を満たす性能及び品質を有する粒状路盤材として再生土を当該現場で埋め立てる場合に限られます。なお、舗装工事に伴う土地造成（路床及び路体）において再生土を使用する場合は、この条例の対象となりますので、御注意ください。



- ・建築物その他の工作物の新築、改築又は除去に伴って発生したコンクリート、コンクリートくず及びアスファルト（瀝青（れきせい）材料、骨材、フィラー等から成るアスファルト合材のことをいいます。）を原料とする再生砕石によって行われる基礎工、裏込工及び埋戻工並びに一時堆積は、この条例に規定する再生土の埋立て等には該当しません。



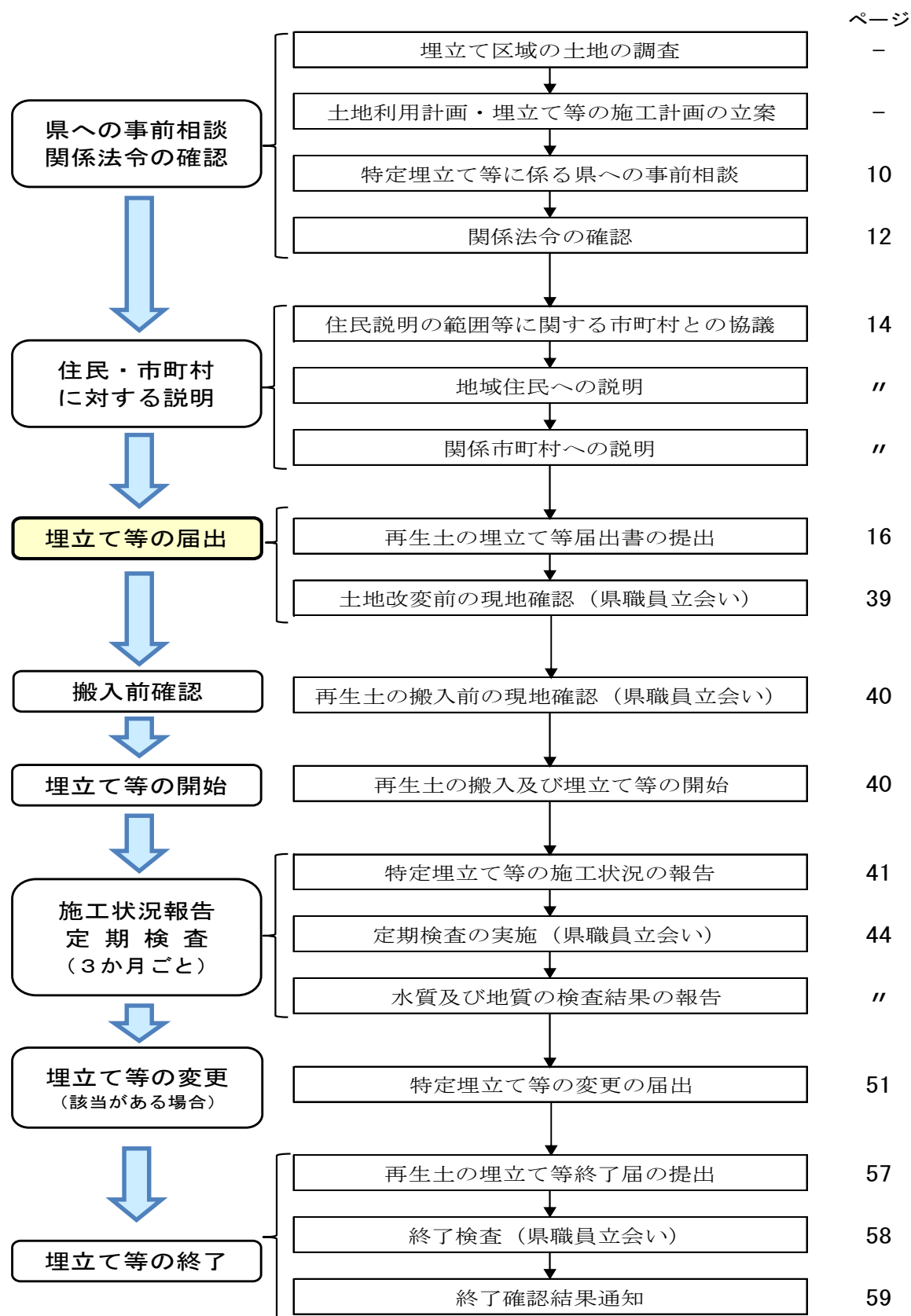
- ・商品名で「再生砕石」、「再生路盤材」などと称していたり、あるいは工事名で「舗装工事」、「基礎工事」などと称していたとしても、そのことを理由として条例の適用が除外されるわけではなく、その資材の品質や使用の実態などから個別かつ総合的に判断することになります。
- ・再生土の埋立て後に条例の適用除外に該当しないことが判明した場合は、無届埋立てとしてその再生土の撤去を求めるほか、廃棄物の不法投棄として廃棄物処理法が適用されることがありますので、判断に迷うときは、あらかじめ県に御相談ください。

3 その他の留意事項

- ・産業廃棄物を、それが発生した現場内で中間処理し、同一の現場において自ら利用する場合は、この条例の対象とはなりません。
- ・使用する再生土は有償で譲渡されていることが原則であり、運搬費などの諸経費を考慮した上で有償性が担保されている必要があります。
- ・再生土の埋立て等は、埋立て後の土地の利用目的が必要であり、経済的合理性に基づいて再生土が使用される必要があります。
- ・廃棄物と認められる再生土が埋め立てられた場合は、撤去しなければなりません。

第2章 特定埋立て等の届出

<特定埋立て等に係る手続の流れ>



第1節 特定埋立て等の届出の事前手続

1 県への事前相談

特定埋立て等の届出には多くの種類の添付書類が必要になることに加えて、これらの書類の作成に当たっては、法令・土木・化学等の専門的な知識を要すること、また、併せて他法令の手続や住民及び市町村への説明を並行して行う必要があることなどから、届出者が短期間で全ての書類を用意するのは難しいのが現状です。

このような実状を踏まえ、県では再生土の埋立て等を検討している方からの事前相談に随時応じていますので、埋立てを開始する前にあらかじめ十分な期間（おおむね3か月程度）を確保した上で、埋立て計画の概要に関する資料を作成し、ヤード・残土対策課（埋立て面積10,000㎡以上。ただし、千葉市・市原市の区域にあつては500㎡以上）又は地域振興事務所（埋立て面積10,000㎡未満。各地域振興事務所の所在地及び管轄市町村等は、巻末参照）に相談するようにしてください（要予約）。

（1）特定埋立て等を行う者が説明すべき事項

事前相談の際には、県から主に下記の事項について説明をお願いすることになりますので、事前に準備しておいてください。

【事前相談時に説明を要する事項】

- ①特定埋立て等を行う者の氏名又は名称、住所、担当者等
- ②特定埋立て等を行う場所
 - ・ 特定埋立て等に供する区域の地番一覧（地目、地積、所有者等の氏名及び住所）
- ③特定埋立て等に供する区域の面積（測量に基づく面積）
- ④特定埋立て等に使用される再生土の搬入量
 - ・ 実測で作成した平面図及び断面図により計算した搬入予定の再生土の量（土量計算書）
- ⑤特定埋立て等の期間
 - ・ 再生土の搬入計画及び埋立てに係る他法令の手続等に必要の期間等を考慮した合理的な期間とすること。
- ⑥特定埋立て等が終了した後の土地の利用目的
- ⑦特定埋立て等に供する区域の位置図（1/25,000程度）及び見取図（1/2,500程度）
 - ・ 埋立て区域の場所がよく分かるように付近の住居や公共施設等を図示すること。

⑧特定埋立て等に供する区域の平面図及び縦横断図（1/250～1/500程度）

- ・平面図は施工前の現況図及び施工後の計画図をそれぞれ用意すること。

⑨特定埋立て等に供する区域の土地に係る公図の写し

⑩再生土の搬入計画

- ・再生土の購入先（販売事業者及び製造事業者）ごとの搬入量、搬入期間、搬入時間、性状及び搬入経路

⑪特定埋立て等に使用される再生土の性状

- ・水素イオン濃度及び塩化物イオン濃度並びに指針別表に係る地質検査の結果（溶出量基準、含有量基準及びダイオキシン類）等

⑫崩落等防止措置及び環境影響防止措置の内容

⑬排水の処理計画

- ・流域の図面及び排水施設の設置計画図
- ・調整池、浸透池、沈砂池等の設置が必要な場合は、容量計算書及び構造図等

⑭特定埋立て等に当たって他法令に基づく許認可が必要な場合は、その手続の状況

⑮住民及び市町村を対象とした説明の実施計画

（２）事前相談に当たっての留意事項

- ・条例施行後の平均的な事例では、事前相談の開始から届出書の提出までにおおむね３か月程度を要していますので、御留意ください（ただし、相談の進捗や書類の作成の状況等によってこの期間が大幅に延びることもあります。）。
- ・県の担当職員は現場へ出張や来客の対応の予定が入っていることが多いため、事前に必ず相談日程の予約を取るようお願いします。
- ・特定埋立て等を行う者以外の者が相談に来る場合には、委任状が必要です。
- ・委任を受けた者は、埋立て事業の内容を理解し、前記（１）に掲げた各事項について説明できるようにしてください。委任を受けた者が県からの質問や指導に対応できない場合は、特定埋立て等を行う者本人からの直接の説明をお願いすることがあります。
- ・届出者及び土地所有者の印鑑登録証明書や、土地の登記事項証明書など、発行日からの期間制限がある書類をこの段階で取り寄せると、事前相談中に期限が切れてしまい、取り直しとなることがありますので御注意ください。
- ・特定埋立て等を行う者が、他の場所で再生土の埋立て等を行っており、そこで違法又は不適切な埋立て等を行っているものとして行政処分や行政指導を受けている場合は、当該他の埋立て場所における是正を優先して行わなければなりません。

2 再生土の埋立て等に関する法令の確認

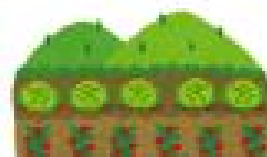
再生土の埋立て等に当たっては、この条例のほかにも様々な法令の適用を受けます。以下に主なものを例示しますので、特定埋立て等の事前相談と並行して、他の法令に係る手続についても進めるようにしてください。

① 埋立て区域内に森林がある場合（森林法等）

森林の種類や開発面積等により、森林法に基づく許可又は千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例に基づく届出が必要となる場合がありますので、県の各林業事務所に確認してください。

② 埋立て区域内に農地がある場合（農地法）

農地法に基づく農地転用（一時転用を含む。）の許可が必要となりますので、市町村農業委員会に確認してください。



③ 埋立て後に建築物等を建築する計画がある場合（都市計画法等）

都市計画法に基づく許可又は宅地開発事業の基準に関する条例に基づく確認が必要となる場合があります。

埋立て区域が次の市の区域内に所在する場合は各市に、それ以外の場合は県宅地安全課（開発区域面積1ha以上の場合）又は県土木事務所（開発区域面積1ha未満の場合）に確認してください。

市が許可を行う区域

千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、印西市、白井市及び大網白里市

④ 埋立て区域内に場外から搬入した土砂等を埋め立てる場合（残土条例）

埋立て区域内において、場外から搬入した土砂等を用いて覆土や堰堤の造成等を行う場合には、その面積に応じ、県（3,000㎡以上）又は市町村（3,000㎡未満）の残土条例の許可を要することがあります。

なお、県の残土条例の適用が除外されている次の市町村（県の再生土条例の適用が除外されている市町村とは異なります。）については、埋立て面積にかかわらず、それぞれの市町村の残土条例が適用されることとなりますので、御注意ください。

県の残土条例の適用が除外される市町村

千葉市、銚子市、船橋市、木更津市、野田市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、柏市、勝浦市、君津市、富津市、四街道市、八街市、印西市、匝瑳市、香取市、山武市、神崎町、多古町、芝山町、長生村、大多喜町、鋸南町

⑤ 宅地造成等規制法（R7.5～宅地造成及び特定盛土等規制法）

主に面積500㎡を超える、土地の形質の変更（盛土・切土）や土石の堆積を行う場合、許可が必要となりますので、県宅地安全課（面積1ha以上又は市原市）又は各地域振興事務所（市原市以外における面積1ha未満）に確認してください。

⑥ 埋蔵文化財の有無の確認（文化財保護法）

文化財保護法に基づく届出等が必要になることがあるので、市町村教育委員会に埋蔵文化財の有無を確認してください。



⑦ 埋立て区域内に法定外公共物（赤道・青道）がある場合（各市町村の法定外公共物管理規則等）

埋立てに当たって、法定外公共物の払下げ、譲与、交換等の手続が必要となる場合がありますので、事前に埋立て区域内の公図により法定外公共物の有無を調査した上で市町村に確認してください。

⑧ 道路において工事又は作業をしようとする場合（道路交通法）

道路交通法に基づく道路使用許可が必要となりますので、埋立て区域を所管する警察署に確認してください。

⑨ 道路に一定の施設を設置し、継続して道路を使用する場合（道路法）

道路法に基づく許可が必要となりますので、それぞれの道路管理者に確認してください。

⑩ 埋立て区域において面積3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合（土壌汚染対策法）

土壌汚染対策法に基づく形質変更の届出が必要となりますので、県水質保全課（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市及び市原市にあつては各市担当課）に確認してください。

⑪ 埋立て区域が景観行政団体に所在する場合（各市町村の景観条例）

各市町村の景観条例に基づく届出が必要になる場合がありますので、それぞれの市町村に確認してください。

⑫ 面積1,000㎡以上の一時たい積事業（ストックヤード）を行う場合（大気汚染防止法）

一般粉じん発生施設に該当し、大気汚染防止法の届出が必要となりますので、各地域振興事務所（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市及び市原市にあつては各市担当課）に確認してください。

⑬ その他の法令

上記に例示した法令のほか、規則別表第2に掲げる法令や、その他の関係法令についても、その許認可等の必要性の有無を十分に確認してください。

3 住民及び市町村に対する説明

特定埋立て等を行おうとする者は、特定埋立て等の計画の概要及び地域の生活環境の保全上の留意点について、あらかじめ住民及び市町村に説明を行うこととされています（指針8条及び9条）。

なお、住民及び市町村への説明内容が不足していた場合や、説明後に計画内容が変更になった場合などは、再度の説明が必要になりますので、必ず県に事前相談をした後で説明を行うようにしてください。

（1）住民説明の範囲等に関する市町村との協議

特定埋立て等の区域が所在する市町村（埋立て事業の用に供する区域が他の市町村にまたがる場合や、排水の流末が他の市町村に所在する場合等は、当該他の市町村を含みます。以下「関係市町村」といいます。）の担当課（通常は残土の埋立てを担当している部署が該当します。）に特定埋立て等の事業の概要について説明し、住民説明の範囲やその方法等について協議してください。

（2）地域住民への説明

関係市町村から説明の対象となる住民の範囲等が示されたら、その区域の町会長、自治会長、区長等と説明の方法や日時等について協議してください。

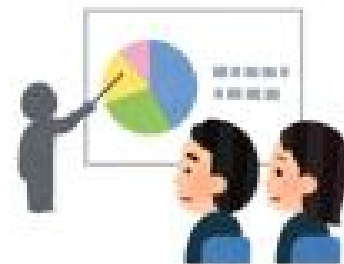
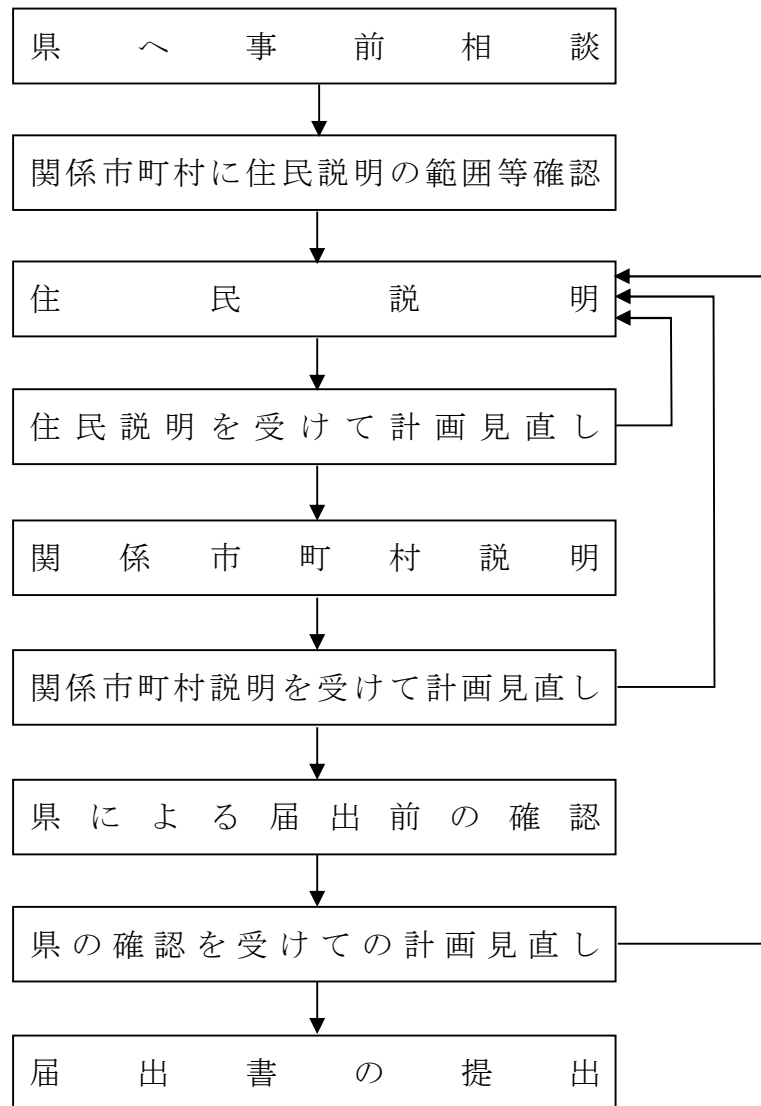
説明に当たっては、前記「1（1）特定埋立て等を行う者が説明すべき事項」に列挙されている各項目について十分に周知し、住民の理解を得るよう努めるとともに、地域の生活環境の保全上の留意点について具体的に協議し、住民からの質問、意見及び要望等については、事業計画や施工計画等に反映するようにしてください。

（3）関係市町村への説明

地域住民への説明が終了し、住民からの質問、意見及び要望等を踏まえて事業計画及び施工計画等を見直した後に、関係市町村への説明を行います。ここでは、特定埋立て等の計画の概要や地域の生活環境の保全上の留意点、住民説明の実施状況について説明することとしてください。

（4）特定埋立て等説明会等実施状況報告書の作成

地域住民及び関係市町村に対する説明の内容及び結果を「特定埋立て等説明会等実施状況報告書」（指針第3号様式）に記載し、再生土の埋立て等届出書に添付してください。



第2節 特定埋立て等の届出書等の作成方法

特定埋立て等の届出書及び添付書類の作成方法を以下に解説していきます。特定埋立て等を行う方は、それぞれの留意事項及び記載例をよく読んだ上で書類を作成するようにしてください。

なお、書類の作成に当たっての共通の留意事項は、次のとおりです。

①様式の電子データの入手方法

規則及び指針で定められている様式の電子データは、千葉県ホームページからダウンロードすることができます。検索サイトで「千葉県 再生土条例 必要書類」と入力して検索してください。



②書類の記入の方法

- ・原則として、書類はパソコンで作成するようにしてください。
- ・記載内容を訂正するときは、二重線で見え消しした上で修正印を押印することとし、修正ペン等は使用しないでください。

③氏名等の表記及び押印等

- ・個人が屋号を使用している場合は、屋号と氏名を併記してください。
- ・書類に押印する印鑑は、法人にあっては代表者印、個人にあっては実印（印鑑登録された印鑑がない場合は、自署した上で認め印）としてください。
- ・書類に記載する連絡先は、日中確実に連絡可能な電話番号としてください。

④添付書類の留意事項

- ・図面の中に複数の区域や施設等を図示する場合は、必ず凡例を明記してください。
- ・届出書の正本には原本を添付しますが、やむを得ない事情により原本の返却を求める場合は、県が窓口で原本を確認した上で写しを添付することができます。
- ・カラー印刷の枚数を節約したい場合は、正本のみにカラー刷りの書類を添付し、副本及び控えは白黒としてもかまいません。

⑤書類の編冊方法

- ・提出書類は、フラットファイル等で製本してください。
- ・届出書の冒頭には必要書類一覧表の順に従って目次を添付し、本体部分の各項目には目次の番号に対応するインデックスを付けてください。
- ・必要書類一覧表に列挙した書類の中に提出不要な書類がある場合は、その理由を記載した書類を作成して該当箇所に添付してください。



⑥届出書及び添付書類の提出部数

- ・届出書及び添付書類一式は、正本1部、副本2部、控え1部（届出者保存用）の計4部（埋立て区域が千葉市又は市原市の区域内のみに所在する場合は、副本1部の計3部）となります。

※新規届出に限らず、変更、施工状況報告、終了届等各種書類の提出部数も同様です。

再生土の埋立て等届出書に係る必要書類一覧表

No	届出書及び添付書類	要否	ページ
1	再生土の埋立て等届出書（規則1号様式）	○	18
2	登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）	○	19
3	届出者の印鑑登録証明書	○	19
4	現場責任者の身分を証明する書類	○	19
5	特定埋立て等に供する区域の位置図及び見取図	○	21
6	特定埋立て等に供する区域の求積図	○	21
7	特定埋立て等に供する区域の平面図及び断面図	○	21
8	土量計算書	○	21
9	地番一覧表	○	21
10	特定埋立て等に供する区域の土地の登記事項証明書	○	23
11	特定埋立て等に供する区域の土地に係る公図の写し	○	23
12	土地所有者による再生土の使用等の同意書	△	23
13	再生土の搬入計画を記載した書面	○	25
14	特定埋立て等に使用される再生土の性状を証する書面	○	26
15	特定埋立て等に使用される再生土の売買に関する事項を記載した書面	○	28
16	崩落等防止措置及び環境影響防止措置の内容を記載した書面	○	29
17	安定計算を行った場合の当該安定計算を記載した書面	△	30
18	擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造計算書	△	30
19	排水対策に関する書類	○	30
20	特定埋立て等施工計画書	○	31
21	搬入車両一覧表	○	32
22	関係法令の許認可等に関する書類	△	33
23	特定埋立て等に係る事業計画書	○	34
24	特定埋立て等に係る資金計画書	○	35
25	再生土の埋立て等の経歴	○	36
26	特定埋立て等説明会等実施状況報告書（指針3号様式）	○	37

○＝必ず提出するもの、△＝該当する場合は提出するもの

No. 1 再生土の埋立て等届出書（規則第1号様式）

- ・届出者となるのは、再生土の埋立て等と埋立て後の土地利用を一体的に計画する者です。単に施工主から埋立て工事を請け負う者は届出者とはなりません。
- ・「特定埋立て等に係る区域の面積」欄に記載する面積は公簿面積ではなく、実測面積となります。また、当該欄中に使用する再生土の土量を付記してください。

（記載例）

第一号様式（第九条第一項）

再生土の埋立て等届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

届出者

住 所 〇〇市〇〇123番地

氏 名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

（担当者 〇〇 〇〇）

電話番号 043-〇〇〇-〇〇〇〇

特定埋立て等を次のとおり実施するので、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例第5条第1項の規定により、必要な書類及び図面を添えて届け出ます。

特定埋立て等に係る区域の位置	地番 〇〇市〇〇字〇〇456番 ほか16筆
特定埋立て等に係る区域の面積	13,579 m ² (土量 72,000 m ³)
特定埋立て等の期間	〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで
特定埋立て等の終了後の土地の利用目的	戸建て住宅の建設
現場責任者の氏名及び職名	氏名 〇〇 〇〇 職名 工事部長 (連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇)
備考	

- ・「特定埋立て等の期間」欄に記入する始期は再生土の搬入を開始する日（準備工の期間は含みません。）、終期は全ての再生土の搬入後に崩落等防止措置及び環境影響防止措置を講じ終える日となります。また、その期間は、再生土の埋立て等の施工計画及び土地の利用目的と照らして合理的な期間である必要があります。

No. 2 登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）

- ・住民票はマイナンバーの記載のないものとしてください。
- ・発行から3か月以内に限ります。

No. 3 届出者の印鑑登録証明書

- ・法人にあっては代表者印、個人にあっては実印に係る印鑑登録証明書です。
- ・発行から3か月以内に限ります。



No. 4 現場責任者の身分を証明する書類

- ・次の3つの書類が必要です。
 - ①現場における施工管理の責任者として届出者から選任されたことを証明する書類
 - ②雇用契約書、社会保険証など、雇用主との関係を証明する書類
 - ③土木施工管理技士や建設機械施工技士など、現場を施工管理する技術者としての能力を有することを証明する書類
- ・現場責任者は、他の特定埋立て等の現場と兼務することはできません。



(記載例)

現場責任者選任書

千葉県知事 ○○ ○○ 様

届出者

住 所 ○○市○○123番地

氏 名 株式会社○○○○

代表取締役 ○○ ○○

電話番号 043-○○○-○○○○

このことについて、○○市○○字○○456番ほか16筆の特定埋立て等に係る現場責任者として、下記の者を選任しました。

記

氏 名	○○ ○○
住 所	△△市△△314番地△△アパート201号
生 年 月 日	○○年○○月○○日
所 属 会 社 等	○○市○○123番地 株式会社○○○○
所属における 役 職 等	工事部長
連 絡 先	(会社) 043-○○○-○○○○ (携帯) 080-○○○○-○○○○
備 考	1級土木施工管理技士 これまでの工事の経歴は別紙のとおり。

注「備考」欄には、現場責任者の施工管理に係る資格、経験等を記載してください。

No. 5 特定埋立て等に供する区域の位置図及び見取図

- ・位置図については縮尺を25,000分の1程度とし、埋立て区域に至るまでの道路や、周辺の状況が判別できるものとしてください。
- ・見取図については縮尺を2,500分の1程度とし、埋立て区域の周辺の住居や公共施設等が判別できるものとしてください。



No. 6 特定埋立て等に供する区域の求積図

- ・実測面積の根拠となる求積図を作成して添付してください（余白に埋立て区域の境界点及び測量に利用した基準点の座標を付記願います。）。

No. 7 特定埋立て等に供する区域の平面図及び断面図

- ・実測値に基づいて作成し、縮尺は250分の1から500分の1程度としてください。
- ・平面図は、施工前の現況図と施工後の計画図のそれぞれが必要となります。
- ・平面図には、埋立て区域の範囲、現場事務所（関係書類等の縦覧場所）の位置、水質の検査試料の採取予定位置、再生土の埋立て等に関する標識の位置、再生土の搬入路、崩落等防止措置及び環境影響防止措置等を記載してください。
- ・断面図は縦断面図と横断面図をそれぞれ作成することとし、崩落等防止措置及び環境影響防止措置を併せて記載してください。
- ・縮尺等の都合により、平面図及び断面図の中に崩落等防止措置及び環境影響防止措置の内容が記載できない場合は、別途拡大図を作成してください。
- ・一時堆積の場合は、計画する最大堆積量により作成してください。

No. 8 土量計算書

- ・平均断面法その他の方法により土量を算定した計算書です。計算の根拠及び過程が分かるようにするとともに、土量変化率を考慮し、その根拠を記載してください。
- ・一時堆積の場合は、計画する最大堆積量により計算してください。

No. 9 地番一覧表

- ・特定埋立て等に供する区域の地番全てについて記載してください。
- ・地番等については登記事項証明書及び公図等と十分に照合し、記載の漏れや誤りがないようにしてください。
- ・所有者等の氏名及び住所は、最新のものを記載してください（登記事項証明書には相続や転居等による変更が反映されていないことがあります。）。

(記載例)

地番一覧表

土地（地番）	地目	地積（㎡） 登記簿	所有者	所有者住所	所有権以外の権利等を有する者の住所・氏名	所有権以外の権利等の種類
〇〇市〇〇字〇〇456	山林	1,234	〇〇〇〇	□□市□□543番地	××市××174番地 〇〇〇〇	賃借権
.....						

No. 10 特定埋立て等に係る区域の土地の登記事項証明書

- ・埋立て区域内に所在する土地の全てについて必要です。
- ・発行から3か月以内に限りします。

No. 11 特定埋立て等に係る区域の土地に係る公図の写し

- ・埋立て区域及びその周辺を含んだ範囲とし、各筆ごとに地番、地目、地積、所有者の氏名及び住所を記載してください。
- ・埋立て区域が複数の公図にまたがる場合は、公図集合図（公図転写連続図、合わせ公図等）を作成してください。
- ・埋立て区域の境界を赤線で明示してください。

No. 12 土地所有者による再生土の使用等の同意書

- ・埋立て区域の土地所有者全員について、自己の所有地を使用して再生土の埋立て等を行うことに同意する旨の同意書が必要です（ただし、届出者が所有している土地は除きます。）。
- ・同意書には、土地所有者が個人である場合にあっては実印を、法人である場合にあっては代表者印を押印し、印鑑登録証明書（同意書の作成日から3か月以内に発行したもの）を添付してください。
- ・埋立て区域内の土地について、施工の妨げとなる権利（地上権、永小作権、質権及び賃借権をいいます。抵当権は含みません。）を有する者についても同意書の提出が必要です。
- ・土地の登記事項証明書に記載された土地所有者について相続が発生している場合は、相続関係説明図のほか、その根拠となる戸籍謄本、遺産分割協議書等を添付してください（原本還付対応可）。
- ・土地の登記事項証明書に記載された土地所有者について住所の移転が発生している場合は、現住所と旧住所の間をたどることができる書類（前住所が表示されている住民票、戸籍の附票、法人の登記事項証明書等）を添付してください。

(記載例)

再生土の使用等同意書

特定埋立て等届出者（株式会社〇〇〇〇）の施工に係る再生土の埋立て等の事業については、異議がないので、次の土地を使用して再生土の埋立て等を行うことに同意します。

所在及び地番	地 目	地積（登記簿）	摘 要
〇〇市〇〇字〇〇 4 5 6 番	山林	1, 2 3 4 m ²	

また、同意の前提として、次の事項について、特定埋立て等届出者から、〇〇年〇〇月〇〇日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 特定埋立て等届出者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
 - 2 特定埋立て等に係る区域の位置、面積及び再生土の土量
 - 3 特定埋立て等の期間
 - 4 特定埋立て等の終了後の土地の利用目的
 - 5 特定埋立て等に使用される再生土の性状
 - 6 崩落等防止措置及び環境影響防止措置の内容
 - 7 再生土の埋立て等に関する規制等の内容
- (1) 再生土は産業廃棄物を処理して土砂状とした埋立て資材であり、埋立て等に当たっては再生土条例に基づく規制があること。
- (2) 再生土の処分（廃棄）を目的とした埋立ては廃棄物処理法違反となること。
- (3) 土地所有者は、再生土の埋立て等に土地を提供しようとするときは、土壌の汚染等が発生するおそれのないことを確認するなど、周辺地域の生活環境の保全に努める責務があること。

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

〇〇年〇〇月〇〇日

土地所有者 住 所 〇〇市〇〇 6 8 5 番地

氏 名 〇〇開発株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇(印)

No. 13 再生土の搬入計画を記載した書面

- ・再生土の搬入予定量、最大日量、搬入期間及び搬入時間を、製造事業者・販売事業者ごとに区分して記載してください。
- ・販売事業者と製造事業者のそれぞれの連絡先等を記載してください。
- ・製造事業者（中間処理業者）について、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分量の許可証の写しを添付してください。

※販売事業者と取引している者が上記許可を有していない場合は、許可を有する者まで遡って許可証の写しを提出してください。

(記載例)

再生土の搬入計画	製造事業者の名称等	販売事業者の名称等	搬入計画				備考
			予定量 (㎡)	最大日量 (㎡)	搬入期間	搬入時間	
	株式会社〇〇環境開発 〇〇市〇〇区〇〇128番地 045-000-0000	株式会社〇〇建材 〇〇市〇〇903番地 043-000-0000	50,000	500	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで	9:00~16:00	
	株式会社〇〇リサイクル 〇〇市〇〇547番地 04-0000-0000	同左	22,000	400	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで	9:00~16:00	

No. 14 特定埋立て等に使用される再生土の性状を証する書面

- ・ 特定埋立て等に使用される再生土は、届出者が造成資材として有価で購入するものですので、土地利用計画で要求される品質を満たしていることが前提となります。
- ・ 届出者として、使用する再生土にどのような品質を要求しているのかを示してください。その内容は、埋立て後の土地利用計画と整合性が取れていることが必要です（例えば、土地利用計画と見合わない低品質の再生土を使用することは、再生土の処分（廃棄）の疑いを生じさせることになります。）。
- ・ 書式のひな形を次のページに掲げますので、造成資材として再生土を使用するに至った事情及び経緯のほか、土地利用計画で求める造成資材の品質と、使用する再生土やその他の資材（山砂・建設発生土など）の品質との比較の結果などを記載してください。
- ・ 使用する再生土が、その要求品質を満たしていることを証する書面（作成からおおむね1か月以内のもの）として、次の書類を添付してください。

①分析結果証明書（計量法に基づき登録された事業者が発行したもの）

- ・ 水素イオン濃度及び塩化物イオン濃度
 - ・ 指針別表に係る項目（土壌溶出量基準、土壌含有量基準及びダイオキシン類）
- ※再生土の原料にかかわらず、全ての項目の分析結果が必要です。

②粒径及び粒度分布

③コーン指数、せん断抵抗角度及び粘着力

④写真（再生土の色、状態等の外観が分かるもの）



(参考書式)

特定埋立て等に使用される再生土の性状を証する書面

1 届出者が求める再生土の品質について

- (1) 土地利用計画の概要
- (2) 造成資材が満たすべき品質
- (3) 再生土と他の資材との比較検討結果
- (4) その他参考となる事項

2 使用する再生土の品質

(1) 再生土の製造事業者及び販売業者

ア 製造事業者の名称及び住所

イ 販売事業者の名称及び住所

(2) 再生土の原料等

ア 原料となる廃棄物の種類

イ 処理の方法

(3) 使用する再生土の性状と要求品質

	要求品質	使用する再生土	適否
pH・塩化物			
溶出・含有・ ダイオキシン類			
粒径及び粒度分布			
コーン指数			
せん断抵抗角度			
粘着力			
(その必要な項目)			

注 使用する再生土について、上表に記載した品質を裏付ける書類（分析結果証明書等）を添付すること。

No. 15 特定埋立て等に使用される再生土の売買に関する事項を記載した書面

- 再生土の製造事業者（中間処理業者）から埋立て事業者（届出者）に至るまでの取引内容（販売費及び運搬費）を明記した相関図を作成してください（記載例参照）。
- 再生土の売買契約書を添付してください。なお、当該売買契約書において運搬費の取扱いが記載されていない場合は、運搬費が確認できる書面を別に添付してください。
- 届出者が使用する再生土の量が製造事業者の製造能力と整合性が取れていない場合等は、必要な再生土の量が確保できていることが分かる書類の提出を求めることがあります。

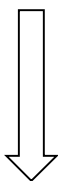


（記載例）

再生土の売買に関する相関図

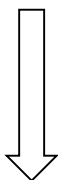
再生土の製造事業者

株式会社〇〇環境開発
〇〇市〇〇区〇〇 1 2 8 番地



再生土の販売事業者

株式会社〇〇建材
〇〇市〇〇 9 0 3 番地



特定埋立て等の届出者

株式会社〇〇〇〇
〇〇市〇〇 1 2 3 番地

再生土の売買代金 〇〇〇〇〇円（〇〇〇円／m³）

再生土の運搬費 〇〇〇〇〇円（〇〇〇円／m³）

※製造事業者から直接購入する場合は、販売事業者を省略してください。

No. 16 崩落等防止措置及び環境影響の防止措置の内容を記載した書面

- ・再生土の埋立て区域から流出する水の水素イオン濃度及び塩化物イオン濃度が条例で定める基準に適合するために講ずる措置の内容（条例４条及び規則７条３項参照）を記載してください。
- ・施工中と完了時に分けて措置内容を記載願います。
- ・書式のひな形を次に掲げますので、講ずる措置の内容を記載し、必要に応じて図面を添付してください。

（参考書式）

崩落等防止措置及び環境影響防止措置の内容

崩落等防止措置

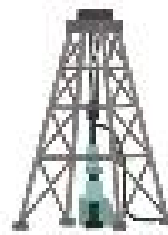
- 1 のり面の勾配、のり面崩落防止措置
- 2 地盤の沈下、崩落防止措置
- 3 再生土の飛散防止措置
- 4 埋立て等の高さ（一時堆積の場合は５m以下）
- 5 その他

環境影響防止措置

- 1 水素イオン濃度に関して講ずる措置
 - （１）施工中の措置
 - （２）施工後の措置
- 2 塩化物イオン濃度に関して講ずる措置
 - （１）施工中の措置
 - （２）施工後の措置

No. 17 安定計算を行った場合の当該安定計算を記載した書面

- ・埋立て等の高さが10mを超える場合は、安定計算を行うことが必要になります（規則別表第1第1号ハ）。設計条件及び計算結果の概要をまとめた書類を作成し、その根拠資料を添付してください。
- ・ボーリング調査を実施し、採取した試料により土質試験を行って算定した数値をもとに土質定数を決定してください。
- ・円弧すべりの安定計算を実施する場合は、少なくとも断面につき2か所のボーリング調査を実施してください。ただし、既存の資料等から地層の状況が明らかな場合については1か所でも可としますので、あらかじめ県に相談願います（なお、サウンディング等の調査は必ず実施すること）。
- ・ボーリング調査により軟弱層（圧密層）が確認された場合には、圧密試験を行い、その結果をもとに圧密計算を実施し、側方流動に対して安全か確認してください。



No. 18 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造計算書

- ・擁壁を用いる場合は、当該擁壁の概要、構造計画、応用算定及び断面算定を記載した構造計算書を作成し、その根拠資料を添付してください。安定計算による安全が確認されているものであることが必要です。
- ・縮尺1/20～1/50程度の断面図及び平面図を添付してください。
- ・背面図は、擁壁の裏面の構造が判別できるものとしてください。
- ・構造については、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令を参照願います。

No. 19 排水対策に関する書類

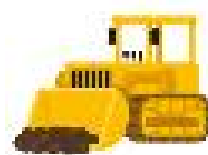
- ・雨水等の排水対策（排水に係る施設やその他の有効な排水に係る措置）の概要をまとめた書類を作成し、その根拠書類を提出してください。
- ・流域の図面及び排水施設の設置計画図を添付してください。
- ・調整池、浸透池、沈砂池等の設置が必要な場合は、容量計算書及び構造図等の図面を添付してください。
- ・排水を事業場外に放流する場合は、流量計算書及び埋立て区域から直接接続する水路等の施設管理者、水利権者等の排水同意書を添付してください。
- ・排水を事業場内で浸透させる場合は、浸透の根拠となる地質調査等の書類を添付してください。



No. 20 特定埋立て等施工計画書

- ・施工計画書には、おおむね次に掲げる項目について記載した上で、関係図面等を添付してください。
- ・施工計画書の作成に当たっては、この手引に参考資料として掲載している「施工計画書（例）」のほか、県土整備部が作成した「土木工事書類作成マニュアル」を参照してください。

- ①事業概要（埋立ての目的、区域、事業者名、工事内容）
- ②計画工程（工事の種別及び段階ごとにネットワーク又はバーチャートで作成した工程表。県の現地確認（定期検査等）も併せて記載のこと。）
- ③現場組織表（現場の組織編制、命令系統、業務分担、担当者の氏名のほか、再生土の製造事業者、販売事業者及び運搬事業者、設計者並びにコンサルタント等の関係者全てを記載願います。）
- ④使用機械（名称、規格、台数及び使用工種）
- ⑤使用資材（再生土以外で使用する資材の名称、規格、数量及び使用工種）
- ⑥施工方法（工事全体のフロー図のほか、各工種における作業フローを併せて作成してください。記載事項は、作業環境、施工時期、施工上の留意事項、施工方法の要点、制約条件等です。）
- ⑦施工管理計画（工程管理、品質管理、出来形管理、写真管理、県等の立入検査及び検査・確認項目）
- ⑧安全管理（工事安全管理対策、安全衛生管理組織図、日常安全管理、作業主任者及び必要有資格者一覧表、その他の安全衛生対策）
- ⑨緊急時の体制及び対応（災害対策時の対応、雨天時等の作業中止基準、緊急時の連絡先）
- ⑩交通管理（交通安全管理対策、過積載及び不法改造車両による運搬防止対策）
- ⑪環境対策（特定埋立て区域の周辺環境保全対策について記載してください。具体的には、騒音・振動、水質汚濁、ゴミ・ほこりの処理、事業損失防止措置、産業廃棄物の対応などです。）
- ⑫現場作業環境の整備（仮設関係、安全関係及び営繕関係の計画）
- ⑬工事請負契約を締結する場合の請負契約書等
- ⑭住民・市町村等対応関係
- ⑮その他



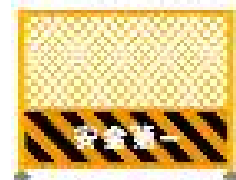
No. 21 搬入車両一覧表

- ・再生土の搬入に使用する車両を全て記載してください。
- ・一覧表の様式及び記載事項については、下記の記載例を参考にしてください。
- ・「排ガス」欄には、排出ガス規制に適合している車両には「○」と、対策済みの車両には「済」と記載してください。
- ・「車両保険」欄には、任意保険に加入している場合に「○」と記載してください。

(記載例)

運搬車両一覧表

No.	自動車登録番号	車検期限	運転者氏名	運転免許 証期限	表示番号	排ガス	車両 保険	所属
1	千葉000あ0000	R5.12.31	〇〇〇〇	R7.3.13	千葉建0000	○	○	緑〇〇〇〇
2	---							
3								
4								
5								



No. 22 関係法令の許認可等に関する書類

- ・ 特定埋立て等を行うに当たって関係する法令の手続の状況を一覧表にまとめて提出してください（第2章第1節2「再生土の埋立て等に関係する法令の確認」参照）。
- ・ 許認可については当該許認可等に係る通知書の写しを、届出については届出書の写しを添付してください。なお、この条例の手続と並行して関係法令の手続が進んでいる場合は、申請書等の写し（所管行政庁の受付印が押されたもの）を添付するとともに、進捗状況を一覧表に記載願います。
- ・ 関係法令の手続の必要性の有無について所管行政庁に確認した結果、該当しないことが判明したものについては、当該関係法令の名称、所管部署、担当者名並びに面談等の日時及び内容の概要を記載してください。
- ・ 一覧表の記載例を次に掲げますので、これに準じて作成してください



（記載例）

関係法令の手続状況一覧表

No.	法令名等	適用	手続の状況等
1	森林法	あり	R0.0.00付けで〇〇林業事務所（担当〇〇氏）に林地開発の許可申請書を提出済み。
2	農地法	あり	R0.0.00付けで〇〇市農業委員会（担当〇〇氏）に農地転用の許可申請書を提出済み。
3	〇〇市残土条例	あり	R0.0.00に〇〇市環境対策課（担当〇〇氏）に相談したところ、覆土について市の残土条例が適用になるとのことであった。現在、事前協議中である。
4	文化財保護法	なし	R0.0.00に〇〇市教員委員会文化財課（担当〇〇氏）に相談したところ、該当なしとのことであった。
5	〇〇市法定外公共物管理規則	あり	赤道の払下げについて〇〇市用地管理課（担当〇〇氏）と協議中である。
6	……		

No. 23 特定埋立て等に係る事業計画書

- ・ 特定埋立て等が終了した後の土地の利用の目的や方法などを具体的に記載した事業計画書を提出してください。
- ・ 事業計画書には、埋立て後の土地の利用形態を具体的に図示した土地利用計画図を添付してください。
- ・ 事業計画書に記載すべき項目のひな形を次に掲げますので、これを参考に作成してください。
- ・ 事業計画の合理性や採算性等について、十分な説明がされていないと県が認めた場合には、県から追加の説明や根拠書類（利益計画書、埋立て後に設置する建築物や施設等に係る資金計画書等）の提出を求めることがあります。

(参考書式)

事業計画書

1 事業主体（届出者）について

- (1) 法人の事業の概要及び実績
- (2) 役員数及び従業員数
- (3) 法人の事業に係る許認可、資格等
- (4) その他

2 本件事業について

- (1) 事業計画を立案した経緯及び目的
- (2) 土地利用計画
- (3) 埋立ての必要性及び妥当性
- (4) 再生土を使用する理由
- (5) 本件事業に係る収益の見込み等
- (6) その他



No. 24 特定埋立て等に係る資金計画書

- ・特定埋立て等に係る事業計画の実現可能性を確認するため、再生土の埋立てに要する費用とその調達方法の内訳を示した資金計画書を提出してください。
- ・届出者が法人である場合は、資金計画を根拠付ける書類として、次のいずれかの書類を添付してください。
 - ①決算書（貸借対照表及び損益計算書）（直近3事業年度分）
 - ②法人税の確定申告書別表一の写し（直近3事業年分）
 - ③資金の調達方法が自己資金の場合にあっては金融機関の残高証明書、借入金の場合にあっては金融機関等の融資証明書（発行日は届出日から1か月以内）
- ・届出者が個人である場合は、次のいずれかの書類を添付してください。
 - ①所得税の確定申告書第一表の写し（直近3年分）
 - ②「届出者が法人である場合」の③の書類
- ・これらの書類により債務超過や資金不足等が認められる場合は、県が別に書類の提出を求めることがあります。
- ・森林法、農地法その他の法令の許認可等の手続において、これらの書類に類する書類を提出する場合は、その写しを添付することができます。



(参考書式)

※特定埋立て等を行う計画の全期間について記載してください。

資 金 計 画 書

支 出		収 入	
用地関係		自己資金	
用地取得費	〇〇〇〇円	〇〇銀行預金	〇〇〇〇円
土地賃借料	〇〇〇〇円	△△銀行預金	〇〇〇〇円
測量費	〇〇〇〇円		
工事関係		借入金	
再生土購入費	〇〇〇〇円	〇〇銀行借入金	〇〇〇〇円
再生土運搬費	〇〇〇〇円		
工事費			
準備工	〇〇〇〇円		
盛土工	〇〇〇〇円		
排水工	〇〇〇〇円		
.....			
その他			
〇〇費	〇〇〇〇円		
計	〇〇〇〇〇円	計	〇〇〇〇〇円

No. 25 再生土の埋立て等の経歴

- ・届出者が届出前のおおむね3年間に行った全ての再生土の埋立て等の経歴を次の書式により記載してください。この条例に基づく届出をしたもののほか、埋立て面積が500㎡未満のもの、条例施行前の行政指導指針が適用されたもの、他の都道府県又は市町村の条例が適用されたものなども対象になります。
- ・埋立て等の終了手続きが完了していない再生土の埋立て等がある場合は、その旨を明記してください。新たな再生土の埋立てを行う前に、未終了の埋立ての是正等の作業を進めることが優先となります。

(記載例)

再生土の埋立て等の経歴								
No.	再生土の埋立て等の位置	事業内容	施工期間	面積 (㎡)	土量 (㎡)	手続の状況	現況	備考
1	〇〇市〇〇字〇〇56番ほか8筆	資材置場	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで	4,000	6,000	行政指導指針 H00.00.00 計画書提出 H00.00.00 完了届提出	工場拡張用地 として売却	
2	〇〇町〇〇字〇〇531番ほか 40筆	太陽光発電用地	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで	18,000	96,000	再生土条例 R0.00.00 届出書提出 R0.00.00 終了届提出	使用中	
3	〇〇市〇〇字〇〇836番ほか 2筆	一時堆積場	〇〇年〇〇月〇〇日から	5,000	15,000	再生土条例 R0.00.00 届出書提出	使用中	
4	〇〇市〇〇字〇〇24番	資材置場	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで	400	200	R0.00.00に〇〇地域振 興事務所現地確認済み	使用中	再生土条例適 用面積未満
5	〇〇市〇〇字168番ほか26筆	太陽光発電用地	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで	12,000	60,000	〇〇市残土条例 R0.00.00 許可 R0.00.00 終了通知	使用中	〇〇市は県再 生土条例適用 除外
6								

No. 26 特定埋立て等説明会等実施状況報告書（指針第3号様式）

- ・下記の記載例に従って作成してください。
- ・「再生土の埋立て等届出書」（規則第1号様式）に押印した印鑑を使用してください。
- ・説明等を複数回実施した場合は、その内容を全て記載してください（記載欄を適宜増やしてもかまいません。）。

（記載例）

第3号様式（第10条）

特定埋立て等説明会等実施状況報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

報告者

住所 〇〇市〇〇123番地

氏名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 (印)

(担当者 〇〇 〇〇)

電話番号 043-〇〇〇-〇〇〇〇

千葉県再生土の埋立て等に係る行政指導指針第10条の規定により、次のとおり報告します。

地域住民に対する説明会 (8条関係)	開催日時	〇〇年〇〇月〇〇日（日） 13時30分から15時40分まで
	開催場所	〇〇自治会集会所
	開催場所 の範囲指 定に係る 市町村の 判断内容	市町村対応者 〇〇市環境部生活環境課 〇〇係長 指定された範囲（地域名） 〇〇地区、〇〇地区
	出席者の 状況	地域住民 約250名（うち出席者46名） (別添出席者名簿のとおり。） 説明者 〇〇株式会社開発課長 〇〇 〇〇
	開催状況	説明概要、地域住民からの要望、説明者の回答等について記載すること（開催できなかった場合は、対応状況等を記載する。）。 別紙のとおり。

関係市町村長に対する説明（９条関係）	開催日時	〇〇年〇〇月〇〇日（水） １０時００分から１１時３０分まで
	開催場所	〇〇市役所３階会議室
	出席者の状況	市町村対応者 〇〇市環境部生活環境課 〇〇係長ほか （別添出席者名簿のとおり。） 説明者 〇〇株式会社開発課長 〇〇 〇〇
	開催状況	説明概要、市町村からの要望、説明者の回答等について記載すること。 別紙のとおり。

- ・説明に使用した資料（説明等を複数回実施している場合は、最終のもの１部）を添付してください。
- ・地元説明会の議事録に町会長（自治会長、区長等。以下「町会長等」といいます。）の署名押印を付した上で添付してください。また、出席者名簿等も添付願います。
- ・地元説明会に代わって回覧板等で事業内容を周知した場合には、その旨を地元町会等と打ち合わせた記録に町会長等の署名押印を付した上で添付してください。
- ・市町村説明の議事録及び出席者名簿等を添付してください。



第3章 特定埋立て等の届出後の手続

第1節 特定埋立て等の届出から搬入開始までの手続

県に特定埋立て等の届出書を提出してから現場に再生土を搬入するまでの手続は次のとおりとなっていますので、県に事前に連絡せずに埋立て等を開始するようなことのないようにしてください。

1 土地改変前の現地確認

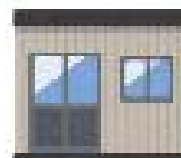
特定埋立て等の届出書の提出後、土地の現状を改変する前に、県が現地確認を行いますので、県の確認を経ずに改変しないようにしてください。現地では、届出者及び現場責任者に対して主に次の事項を確認します。事前に準備を整えた上で、県担当者に連絡してください。土地の改変行為の着手は、県の現地確認及び届出書類の確認が終わった後となります（ただし、森林の伐採等について、関係法令の手続を適切に行い、当該所管機関の了解が得られた場合は、その範囲で伐採等することは可能となります。）。

①再生土の搬入を管理する施設等（設置予定地）

再生土の搬入伝票の受付及び管理、再生土管理台帳の作成などの事務処理を行う施設や場所を確保してください（例：現場事務所）。

②関係書類等の縦覧方法、場所等（設置予定地）

住民等が関係書類等をいつでも閲覧できるような保管場所及び縦覧場所を確保してください（現場事務所、簡易テント等の設置）。



③再生土の埋立て等に関する標識（規則第9号様式）（設置予定地）

公衆の見えやすい場所に設置してください。

④特定埋立て等に供する区域の表示

点間距離及び測点名を記載した図面を作成し、現地に測点名を示した杭を設置してください。また、横断図の測点ごとに丁張を設置してください。

⑤水質検査試料の採取場所（設置予定地）

排水の流末や、周辺の状況（農地の有無など）をもとにして、採取の場所及び箇所数を選定してください。

（⑥以下は一時堆積のみが該当します。）

⑥堆積する地盤と再生土との遮断構造

⑦複数の製造事業者から再生土を搬入する場合は、製造事業者ごとに再生土を区分する措置

2 再生土の搬入前の現地確認

特定埋立て等の届出書の確認後、再生土の搬入前に県が現地確認を行いますので、確認前に先行して再生土を搬入することのないようにしてください。現地では、届出者及び現場責任者に対して主に次の事項を確認します（土地の改変前の現地確認を実施していない等の場合は、併せて前記1の事項についての確認も行います。）。準備を整えた上で、県担当者に連絡してください。再生土の搬入行為の着手は、県の現地確認が終わった後となります。

①崩落等防止措置

再生土の搬入前に行う措置があれば実施してください。

②環境影響防止措置

再生土の搬入前に行う措置があれば実施してください。

③排水の処理方法

調整池、浸透池、沈砂池、堰堤、側溝など

④再生土の搬入路

再生土の搬入が可能な状況としてください（例：鉄板・路盤材の敷設）。

⑤運搬方法及び車両

再生土等の飛散防止及び粉塵対策のための施設や設備など

⑥近隣住民や道路通行者に対する災害防止措置

標識、保安施設など

⑦その他

住民説明及び市町村説明で出された意見・要望への対応策等

3 再生土の搬入及び埋立て等の開始

再生土の搬入を開始する日は、再生土の埋立て等届出書（規則第1号様式）の「特定埋立て等の期間」欄に記載した「開始の日」と同日でなければなりません。届出後に搬入開始日が変更となった場合は、変更後の搬入開始日が到来する前に、再生土の埋立て等変更届出書（規則第2号様式）を提出してください。

埋立てを開始した後は、再生土の製造事業者及び販売事業者ごとに、再生土管理台帳（規則第4号様式）を作成し、再生土の1日当たりの搬入量等を記録する義務があります。また、再生土の搬入開始日が、施工状況の報告（規則13条）及び水質の検査結果の報告（規則14条）の起算日となります。

第2節 特定埋立て等の施工中の手續

1 特定埋立て等の施工状況の報告

特定埋立て等の届出をした者は、特定埋立て等を開始した日（再生土の搬入を開始した日）から起算して3か月ごとに、特定埋立て等施工状況報告書（規則第5号様式）に必要な書類を添付して施工の状況を報告する義務があります。報告期限は、それぞれ当該3か月を経過した日から10日以内です。提出する書類の種類及び留意事項は、おおむね次のとおりです。

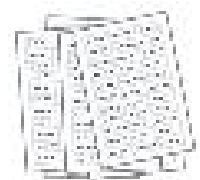
なお、この報告は、仮に報告対象期間内に再生土の搬入がなかったとしても省略することはできませんので御注意ください（定期検査についても同様です。）。

①特定埋立て等施工状況報告書（規則第5号様式）

- ・「特定埋立て等に使用された再生土の量」欄には、次の事項を記載してください。
 - i) 事業場内に搬入した再生土の量について、報告の対象となる3か月間の量及び特定埋立て等を開始した日から報告対象期間の末日までの累計土量
 - ii) 埋立て面積について、報告の対象となる3か月間の面積及び特定埋立て等を開始した日から報告対象期間の末日までに埋め立てた面積
- ・「条例第3条第2項及び第4条の規定により講じた措置の内容」欄には、再生土の崩落等防止措置及び環境影響防止措置の内容について、従前から講じているものと、報告対象期間に新たに講じたものとが区別できるように記載してください。なお、この欄に書き表せない場合は、「別図のとおり」などとし、図面等を添付してください。

②再生土管理台帳（規則第4号様式）の写し

- ・複数の製造事業者及び販売事業者から再生土を搬入している場合は、それぞれの事業者ごとに別葉で作成してください。
- ・報告対象期間の末日までの実績を記載してください。なお、前回の定期報告までに提出済みの台帳については、添付不要です。
- ・一時堆積の場合は、特定埋立て等に供する区域から搬出された再生土の一日当たりの量も併せて記載してください。



③平面図及び縦横断面図

- ・報告対象期間となる3か月間の施工範囲を着色し、平面図には報告対象期間に埋め立てた区域の面積を記載してください。また、図面には凡例を必ず付記してください。

④土量計算書

- ・報告対象期間となる3か月間に搬入した再生土の土量を算定した土量計算書を添付してください。

⑤崩落等防止措置及び環境影響防止措置を図示した図面等

- ・施工期間中もその状況に応じて崩落等防止措置及び環境影響防止措置が必要となることから、報告日時点で講じている措置について、出来形図等を添付するなど具体的に説明してください。

(記載例)

第五号様式（第十三条第一項）

特定埋立て等施工状況報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

報告者

住 所 〇〇市〇〇123番地

氏 名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 (印)

(担当者 〇〇 〇〇)

電話番号 043-〇〇〇〇-〇〇〇〇

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例第7条第1項の規定により、特定埋立て等の状況を次のとおり報告します。

(第〇回定期報告 対象期間：〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日まで)

特定埋立て等の 実施の届出日	〇〇年〇〇月〇〇日
特定埋立て等に 供する区域の位置	地番 〇〇市〇〇字〇〇456番 ほか16筆
特定埋立て等に使用 された再生土の量	検査対象土量3, 141 m ³ (累計土量8, 716 m ³) (検査対象面積2, 647 m ² 、埋立済面積7, 954 m ²)
条例第3条第2項及 び第4条の規定によ り講じた措置の内容	【新たに講じた措置】 ・土堰堤及び脱塩装置の設置 (別添図面のとおり。) 【従前から講じている措置】 ・届出書に添付した平面図、縦横断面図及び施工計画書等のとおり。

(記載例)

第四号様式（第十二条第一項）

再生土管理台帳（〇〇年〇〇月分）

届出者の氏名 又は名称	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇	特定埋立て等に 供する区域の位置	地番 〇〇市〇〇字〇〇456番 ほか16筆
特定埋立て等に 供する区域の面積	13,579 m ²	特定埋立て等の期間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで
特定埋立て等 に使用される 再生土の量	72,000 m ³	現場責任者の 氏名及び職名	工事部長 〇〇 〇〇
販売事業者の氏名 又は名称及び住所	(氏名又は名称) 株式会社〇〇建材 (住所) 〇〇市〇〇903番地		
製造事業者の氏名 又は名称及び住所	(氏名又は名称) 株式会社〇〇環境開発 (住所) 〇〇市〇〇区〇〇128番地		
再生土の搬入期間	〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで		
前月までの 搬入量の累計	12,584 m ³	今月末までの搬入量	18,262 m ³

日付	搬入量 (m ³)	搬出量 (m ³)	摘要
1	〇〇		
2	〇〇		
3			
4	〇〇		
5	〇〇		
6	〇〇		
7			
8	〇〇		
9			
10			
11	〇〇		
12			
13	〇〇		
14	〇〇		
15	〇〇		
16			
17			
18	〇〇		
19	〇〇		
20	〇〇		
21	〇〇		
22	〇〇		
23			
24			
25	〇〇		
26	〇〇		
27	〇〇		
28			
29	〇〇		
30			
31			
計(残)	5,678		

注 搬出量の欄は、一時堆積の場合のみ記載すること。

2 定期検査及び検査結果の報告

(1) 定期検査の実施

再生土の搬入が開始された日から起算して3か月ごとに、県職員立会いのもとで定期検査を実施します。特定埋立て等を行っている者は、あらかじめ県その他の関係機関と定期検査の日程調整をしてください。

定期検査においては、特定埋立て等施工状況報告書及びその添付書類の記載内容が正しいかどうかを実地及び書類により検査します。また、併せて水質検査及び地質検査に立ち会います。

なお、県が必要があると認めるときは、埋立て区域において、無人航空機（ドローン）・トータルステーションその他の測量機器による測量を実施することがあります。



(2) 水質の検査結果の報告

特定埋立て等を行っている者は、特定埋立て等を開始した日（再生土の搬入を開始した日）から3か月ごとに行う定期検査の際に、埋立て区域から流出する水について県職員立会いのもとで試料を採取して水質検査を行い、当該3か月を経過した日から1か月以内に水質検査結果報告書（規則第6号様式）を提出しなければなりません。

ア 検査方法

- ・試料の採取には県職員の立会が必要です。
- ・試料の採取は、埋立て区域外に水が流出する全ての地点について行うこととなります。
- ・埋立て区域外に流出する水の採取が困難である場合は、その旨を事前に県に報告し、集水桝等を設置した上で、埋め立てた再生土の表流水を採取してください。
- ・採取者は、届出者（使用人を含む。）のほか、検査委託先の従業員でもかまいません。
- ・水質の測定は、水素イオン濃度にあつてはJIS K0102 12.1に定める方法により、塩化物イオン濃度にあつてはJIS K0102 35に定める方法により行ってください。

イ 書類の種類及び留意事項

①水質検査結果報告書（規則第6号様式）

- ・届出者が作成してください。

②検査試料採取調書（規則第7号様式）

- ・試料を採取した者が作成した書面を提出してください。



③水質検査結果証明書（規則第8号様式）

- ・計量証明事業の登録を受けた分析機関による証明が必要です。
- ・分析機関が作成した様式による証明（計量証明書）は認められません。

④水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真

- ・試料を採取した地点を明示した位置図（縮尺1/500程度）及び採取時の状況が分かる写真を添付してください。

（記載例）

第六号様式（第十四条第一項）

水 質 検 査 結 果 報 告 書

〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

報告者

住 所 〇〇市〇〇123番地

氏 名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

（担当者 〇〇 〇〇）

電話番号 043-〇〇〇-〇〇〇〇

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例第7条第2項の規定により、水質検査の結果を次のとおり報告します。

特 定 埋 立 て 等 の 実 施 の 届 出 日	〇〇年〇〇月〇〇日
特 定 埋 立 て 等 に 供 する 区 域 の 位 置	地番 〇〇市〇〇字〇〇456番 ほか16筆
排水を採取した地点	別添位置図及び現場写真のとおり
水 質 検 査 の 結 果	別添検査試料採取調書及び水質検査結果証明書のとおり

第七号様式（第十四条第二項第二号）

〇〇年〇〇月〇〇日

連絡先電話 043-○○○-○○○○

報 告 区 分	定期 ・ 終了
水質検査結果証明書 の 発 行 番 号	12345678-9
採 取 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日
採 取 日 の 天 候	晴れ

(記載例)

第八号様式（第十四条第二項第二号）

水 質 検 査 結 果 証 明 書				
〇〇年〇〇月〇〇日				
株式会社〇〇〇〇 様				
発行番号 56834265-1				
分析機関名 〇〇環境検査株式会社				
代 表 者 〇〇 〇〇				
所 在 地 〇〇市〇〇783				
電 話 番 号 043-〇〇〇-〇〇〇〇				
計量証明事業者の登録番号 〇〇県第〇〇号				
環境計量士 〇〇 〇〇				
〇〇年〇〇月〇〇日に依頼のあった検体の検査結果を次のとおり証明します。 (検体番号 12345678-9)				
項 目	単 位	測定値	定 量 下限値	測 定 方 法
水 素 イ オ ン 濃 度 指 数	—	7.2 (20℃)	—	日本産業規格 K0102 12.1
塩 化 物 イ オ ン 濃 度	mg/l	24	0.2	日本産業規格 K0102 35
備考	検査の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の 氏名又は名称及び事業所の所在地 氏名又は名称： 事業所の所在地：			

(3) 地質の検査結果の報告

特定埋立て等を行っている者は、特定埋立て等を開始した日（再生土の搬入を開始した日）から3か月ごとに行う定期検査の際に、県職員立会いのもとで試料を採取して地質検査を行い、当該3か月を経過した日から1か月以内に地質検査結果報告書（指針第1号様式）を提出しなければなりません。なお、試料の採取は、当該3か月の期間で埋め立てた区域を3,000㎡以内の区域に等分して行います。

ア 検査方法

- ・ 試料の採取には県職員の立会いが必要です。
- ・ 試料の採取は、3,000㎡以内に等分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点から5mから10mまでの4地点の計5地点の土壌について行い、採取深度は各採取地点ごとに深度方向に等分割して行うことが原則となります。なお、不明な点がある場合は、事前に県に御相談ください。
- ・ 試料採取箇所は、原則として再生土が露出している必要があります。当該箇所に覆土、植栽等を施す予定がある場合、事前に県に御相談ください。
- ・ 定期検査の前にあらかじめ採取位置を示した図面を提出し、県職員の確認を受けてください。
- ・ 採取者は、届出者（使用人を含む。）のほか、検査委託先の従業員でもかまいません。
- ・ 地質検査は、指針別表に掲げる項目（土壌溶出量基準、土壌含有量基準及びダイオキシン類）ごとに、同表に掲げている測定方法により行ってください。再生土の原料にかかわらず、全ての項目について検査することが必要です。

イ 書類の種類及び留意事項

①地質検査結果報告書（指針第1号様式）

- ・ 届出者が作成してください。

②検査試料採取調書（指針第2号様式）

- ・ 試料を採取した者が作成する書面です。記載例を参考にしてください。

③地質検査結果証明書（任意様式）

- ・ 計量証明事業の登録を受けた分析機関による証明書となります（水質検査とは異なり、県指定の様式は特にありません。）。

④地質検査に使用した試料を採取した地点の位置図及び現場写真

- ・ 試料を採取した地点を明示した位置図（縮尺1/500程度）及び採取時の状況が分かる写真を添付してください。



(記載例)

第1号様式 (第7条第2項)

地 質 検 査 結 果 報 告 書

〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

報告者

住 所 〇〇市〇〇123番地

氏 名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

(担当者 〇〇 〇〇)

電話番号 043-〇〇〇-〇〇〇〇

千葉県再生土の埋立て等に係る行政指導指針第7条第2項の規定により、地質検査の結果を次のとおり報告します。

特 定 埋 立 て 等 の 実 施 の 届 出 日	〇〇年〇〇月〇〇日
特 定 埋 立 て 等 に 供 する 区 域 の 位 置	地番 〇〇市〇〇字〇〇456番 ほか16筆
再生土を採取した地点	別添位置図及び現場写真のとおり
地 質 検 査 の 結 果	別添検査試料採取調書及び地質検査結果証明書のとおり

(記載例)

第2号様式 (第7条第3項第2号)

検査試料採取調書

〇〇年〇〇月〇〇日

採取者

住 所 〇〇市〇〇783

所 属 〇〇環境検査株式会社

職氏名 主任 〇〇 〇〇㊟

連絡先電話 043-〇〇〇-〇〇〇〇

別添の地質検査結果証明書に係る検査試料を次のとおり採取しました。

報 告 区 分	定期・終了
地質検査結果証明書 の 発 行 番 号	12345678-9
採 取 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日
採 取 日 の 天 候	晴れ

第3節 特定埋立て等の変更の届出

特定埋立て等の施工中において、既に届け出た事項に変更が生じるときは、その旨を県に届け出る必要があります。この場合においては、変更の内容によって使用する様式や手続が以下のとおり異なりますので、御注意ください。

1 特定埋立て等の内容の変更

再生土の埋立て等届出書（規則第1号様式）に記載した事項及びその添付書類の内容が変更になる場合は、あらかじめ、当該変更に係る書類を添付して県に届け出なければなりません。事前に変更に係る書類を用意した上で、日程に余裕をもって県に相談するようにしてください（要予約）。

（1）変更にあたっての留意事項

①特定埋立て等に供する区域の位置、面積及び土量

面積や土量が増加する変更については、原則として住民及び市町村への説明の手続が改めて必要になりますので、早めに県及び関係市町村に御相談願います。特に、面積の拡大によって埋立て区域が新たに他の市町村又は地区にまたがることとなった場合は、説明の対象範囲も広がることになります。

②特定埋立て等の期間

再生土の搬入開始日が当初に届け出た日から変更となる場合にもその旨の届出が必要となります。また、特定埋立て等の期間が延長になる場合は、その合理的な理由を説明していただくとともに、延長期間はその理由に見合ったものであることを要します。

特定埋立て等を一時的に中止する場合の届出は原則として不要ですが、合理的な理由がない長期の埋立て中止は認められませんので、やむを得ない事情がある場合は、事前に県まで御相談願います。

③特定埋立て等の終了後の土地の利用目的

埋立てを開始した後に土地の利用目的を変更する場合は、事業計画及び資金計画に関する審査を改めて行うことになりますので、変更が必要となる合理的な理由及び根拠を説明願います。また、その変更の内容によっては、関係する他法令についても変更手続を要することがありますので、留意してください。

④崩落等防止措置又は環境影響防止措置

変更前後の措置の内容を示した図面（平面図・横断図）のほか、必要に応じて、

変更の理由を根拠付ける書類等を添付してください。

⑤再生土の購入先

購入先の変更及び追加のほか、これまでの購入先との取引を取りやめる場合も届出の対象となります。また、新たな製造事業者から購入した再生土と、これまで他の製造事業者から購入していた再生土とは、埋立て区域を明確に区分しなければなりません。

⑥再生土の搬入車両

再生土の搬入に使用する車両の変更、追加、削除等がある場合は、この届出書の「変更の内容」欄に「搬入車両の変更」と記載した上で、修正箇所を赤字見え消しで示した「搬入車両一覧表」を添付してください。

⑦その他

これらに掲げた事項以外の変更に際して必要となる書類の種類については、事前に県に御相談ください。

(2) 書類の作成方法

- ・届出書の「変更の内容」欄には、変更する項目及び変更前後の内容が分かるように具体的に記載してください。
- ・届出書の「変更の理由」欄には、変更に至った理由、経緯及び事情等を具体的に記載してください。
- ・届出書には、変更の内容に係る書類、図面等を添付願います。その際には、次ページに示す必要書類一覧表を参照するほか、その他にも参考となる書類があれば、必要に応じて適宜添付してください。
- ・特定埋立て等説明会等実施状況報告書（指針第3号様式）については、変更の内容によって住民及び市町村への説明の必要性の有無が変わってきますので、事前に必ず県に確認を取るようになしてください。



再生土の埋立て等変更届出書に係る必要書類一覧表

①面積・土量、②期間、③土地利用目的、④崩落・環境影響、⑤購入先

No	届出書及び添付書類	①	②	③	④	⑤	ページ
－	再生土の埋立て等変更届出書（規則２号様式）	○	○	○	○	○	54
5	特定埋立て等に係る区域の位置図及び見取図	○	－	－	－	－	21
6	特定埋立て等に係る区域の求積図	○	－	－	－	－	21
7	特定埋立て等に係る区域の平面図及び断面図	○	－	○	○	△	21
8	土量計算書	○	－	－	△	－	21
9	地番一覧表	△	－	－	－	－	21
10	特定埋立て等に係る区域の土地の登記事項証明書	△	－	－	－	－	23
11	特定埋立て等に係る区域の土地に係る公図の写し	△	－	－	－	－	23
12	土地所有者による再生土の使用等の同意書	△	－	－	－	－	23
13	再生土の搬入計画を記載した書面	○	○	－	－	○	25
14	特定埋立て等に使用される再生土の性状を証する書面	－	－	△	△	○	26
15	特定埋立て等に使用される再生土の売買に関する事項を記載した書面	△	△	△	△	○	28
16	崩落等防止措置及び環境影響防止措置の内容を記載した書面	△	△	△	△	△	29
17	安定計算を行った場合の当該安定計算を記載した書面	△	－	△	△	△	30
18	擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造計算書	△	－	△	△	△	30
19	排水対策に関する書類	△	△	△	△	△	30
20	特定埋立て等施工計画書	△	△	△	△	△	31
22	関係法令の許認可等に関する書類	△	△	△	△	△	33
23	特定埋立て等に係る事業計画書	○	○	○	○	○	34
24	特定埋立て等に係る資金計画書	△	△	△	△	△	35
26	特定埋立て等説明会等実施状況報告書（指針３号様式）	※	※	※	※	※	37

○＝必ず提出するもの、△＝該当する場合は提出するもの

※＝変更内容によってヤード・残土対策課又は所管の地域振興事務所において要否を判断するもの

(記載例)

第二号様式 (第十条第一項)

再生土の埋立て等変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

届出者

住 所 〇〇市〇〇 1 2 3 番地

氏 名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

(担当者 〇〇 〇〇)

電話番号 0 4 3 — 〇〇〇 — 〇〇〇〇

特定埋立て等について、次のとおり変更するので、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例第5条第2項の規定により必要な書類又は図面を添えて届け出ます。

特定埋立て等の 実施の届出日	〇〇年〇〇月〇〇日	
特定埋立て等に 供する区域の位置	地番 〇〇市〇〇字〇〇 4 5 6 番 ほか 2 0 筆	
変 更 の 内 容	新	旧
	・ 位置 : 〇〇市〇〇字〇〇 456番ほか20筆 ・ 面積 : 18,365m ² ・ 土量 : 97,000m ³	・ 位置 : 〇〇市〇〇字〇〇 456番ほか16筆 ・ 面積 : 13,579m ² ・ 土量 : 72,000m ³
変 更 の 理 由	開発面積の拡大により、建設予定の住宅の戸数が〇〇戸から〇〇戸に増加し、また、新たに集会所を設置することとなったため（詳細は別添地番一覧表、平面図及び事業計画書等のとおり）。	

2 届出者の氏名等の変更

届出事項の変更のうち、届出者の氏名等の変更については、変更した日から10日以内に、「氏名等変更届出書」により県に届け出ることとなります。この場合の留意事項は、次のとおりです。

①届出者の氏名又は名称及び住所

- ・届出者が個人である場合

変更後の住民票を添付してください。氏名が変更になった場合は、さらに印鑑登録証明書も必要になります。

- ・届出者が法人である場合

変更後の登記事項証明書を添付してください。名称が変更になった場合は、さらに印鑑登録証明書も必要になります。また、合併や分割等を理由にした変更については、それを証する書類も併せて添付願います。

②届出者が法人である場合の代表者の氏名

変更後の代表者の氏名が記載された登記事項証明書を添付してください。

③現場責任者の氏名及び職名

現場責任者の交代や追加等があった場合は、新たに着任した現場責任者について、第2章第2節「No. 4 現場責任者の身分を証明する書類」に掲げた書類を添付してください。

氏名等変更届出書に係る必要書類一覧表

No	届出書及び添付書類	要否	ページ
一	氏名等変更届出書（規則3号様式）	○	56
一	合併や分割等を理由にした変更の場合、それを証する書類	△	55
2	登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）	○	19
3	届出者の印鑑登録証明書	○	19
4	現場責任者の身分を証明する書類	△	19

○＝必ず提出するもの、△＝該当する場合は提出するもの



(記載例)

第三号様式 (第十一条第一項)

氏 名 等 変 更 届 出 書

〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

届出者

住 所 ××市××789番地

氏 名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 △△ △△ 印

(担当者 〇〇 〇〇)

電話番号 047-〇〇〇〇-〇〇〇〇

特定埋立て等について、次のとおり変更したので、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例第5条第3項の規定により必要な書類を添えて届け出ます。

特定埋立て等の 実施の届出日	〇〇年〇〇月〇〇日	
特定埋立て等に 供する区域の位置	地番 〇〇市〇〇字〇〇456番 ほか16筆	
変 更 の 内 容		
	新	旧
氏 名 又 は 名 称	株式会社〇〇〇〇	株式会社〇〇〇〇
住 所	××市××789番地	〇〇市〇〇123番地
法 人 の 代 表 者 の 氏 名	代表取締役 △△ △△	代表取締役 〇〇 〇〇
そ の 他	現場責任者 開発部長 □□ □□	現場責任者 工事部長 〇〇 〇〇

第4節 特定埋立て等の終了の手續

特定埋立て等を終了する際には、終了の日から10日以内に、再生土の埋立て等終了届（規則第10号様式）を県に提出しなければなりません。終了手續の流れはおおむね以下のとおりとなりますので、早めに県に相談するようにしてください（要予約）。

なお、再生土の埋立て等は、具体的な土地の利用目的をもって行うものであることから、途中で埋立てを中止したり、廃止したりした場合には、不要となった再生土の処分（廃棄）とみなし、廃棄物処理法に基づいて、埋め立てた再生土全部の撤去を指導することがあります。そのような事態に至る前に、真にやむを得ない理由によって埋立てを完了できなくなった場合は、速やかにその旨を県に報告するようにしてください。

1 再生土の埋立て等終了届の提出

特定埋立て等を終了するためには、埋立て現場において崩落等防止措置及び環境影響防止措置が適切にとられていることが必要です。県職員立会いのもとで終了検査を行いますので、特定埋立て等が終了した日から10日以内に、次の書類及び図面を県に提出してください。

- ①再生土の埋立て等終了届（規則第10号様式）
- ②特定埋立て等施工状況報告書（規則第5号様式）
- ③再生土管理台帳（規則第4号様式）
- ④平面図及び縦横断図（出来形図面）
- ⑤土量計算書
- ⑥崩落等防止措置及び環境影響防止措置を図示した図面等
- ⑦品質、出来形、写真、管理結果の一覧等（施工計画書に記載の場合）



(記載例)

第十号様式（第十七条）

再生土の埋立て等終了届

〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

届出者

住 所 〇〇市〇〇123番地

氏 名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

(担当者 〇〇 〇〇)

電話番号 043-〇〇〇-〇〇〇〇

特定埋立て等が終了したので、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

特定埋立て等の 実施の届出をした日	〇〇年〇〇月〇〇日
特定埋立て等を行っ た区域の位置	地番 〇〇市〇〇字〇〇456番 ほか16筆
特定埋立て等 を終了した日	〇〇年〇〇月〇〇日

2 終了検査

(1) 現地確認

事前に提出を受けた書類等の内容を踏まえた上で、現地確認を行います。現地では、届出者及び現場責任者に対して、主に次の事項を確認します。

- ①再生土を埋め立てた区域
- ②届出者が講じた崩落等防止措置及び環境影響防止措置
- ③届出者が講じた雨水排水対策
- ④水質検査及び地質検査

なお、埋め立てた再生土の上に舗装や覆土等を行うことにより、現地確認時に地質検査の実施が困難になる場合は、これらの措置を講ずる前に地質検査のみを別に実施することも可能ですので、早めにその旨を県まで連絡してください。

（２）水質及び地質の検査結果の提出

終了検査において特に是正すべき事項が見られなかった場合（県の指示により是正が完了した場合を含む。）は、県に次の書類を提出してください。

- ①水質検査結果報告書（規則第６号様式）
- ②検査試料採取調書（水質）（規則第７号様式）
- ③水質検査結果証明書（規則第８号様式）
- ④水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真
- ⑤地質検査結果報告書（指針第１号様式）
- ⑥検査試料採取調書（地質）（指針第２号様式）
- ⑦地質検査結果証明書（任意様式）
- ⑧地質試料を採取した地点を明示した位置図及び現場写真

３ 終了確認結果通知

終了検査において是正すべき事項が見られず、水質及び地質の検査結果についても問題が無かったことを確認した後、県から届出者に対し、再生土の埋立て等終了確認結果通知書を発行します。本通知書の発行をもって事業終了となります。

４ 終了後の現地確認

再生土の埋立ては利用目的をもって埋立てを行うものであることから、届出書記載の目的に沿った利用となっているか県職員が確認を行なうことがあります。

埋立後の土地利用目的がない場合、産業廃棄物の不法投棄と見なされる可能性があります。

５ 関係書類等の保存

特定埋立て等が終了した後も、終了届の提出日から３年間は、特定埋立て等に関し県に提出した書類及び図面の写し並びに再生土管理台帳一式を保存しておかなければなりません。



○千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例及び千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則 二段表

条 例	規 則
千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例 (平成三十年千葉県条例第四十五号) (目的) 第一条 この条例は、再生土の埋立て等の適正化のための措置を講ずることにより、県民の生活の安全の確保を図るとともに、地域の生活環境の保全に資することを目的とする。 (定義) 第二条 この条例において「再生土の埋立て等」とは、再生土（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第四項に規定する産業廃棄物（燃え殻、汚泥（無機性のものに限る。）その他規則で定める産業廃棄物に限る。）の脱水、破碎その他規則で定める処理により生じた物であつて、土砂と同様の形状を有するものをいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への再生土の堆積を行う行為（同法の規定の適用を受ける行為のうち規則で定めるものその他規則で定める行為を除く。）をいう。	千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則 (平成三十一年千葉県規則第八号) 最終改正 平成三十一年千葉県規則第二十一号 (趣旨) 第一条 この規則は、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例（平成三十年千葉県条例第四十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (条例第二条第一項の規則で定める産業廃棄物) 第二条 条例第二条第一項の規則で定める産業廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物とする。 一 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず 二 鋳さい 三 工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 四 ばいじん 五 その他知事が定める産業廃棄物 (条例第二条第一項の規則で定める処理) 第三条 条例第二条第一項の規則で定める処理は、固化、凝集、天日乾燥その他知事が定める処理とする。

2 この条例において「特定埋立て等」とは、再生土の埋立て等に供する区域の面積が五百平方メートル以上である再生土の埋立て等をいう。

(再生土の崩落等の防止措置)

第三条 再生土の埋立て等（特定埋立て等を除く。）を行う者は、当該再生土の埋立て等に使用された再生土が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。

2 特定埋立て等を行う者は、当該特定埋立て等に使用された再生土が崩落し、飛散し、又は流出しないように当該特定埋立て等に係る施工の方法等に関し規則で定める措置を講じなければならない。

3 特定埋立て等について、他の法令又は条例に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。）であつて、当該法令又は条例の規定により再生土の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものを受けている場合にあつては、前項の規定は、適用しない。

(条例第二条第一項の規則で定める行為)

第四条 条例第二条第一項の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）の適用を受ける行為のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。

一 法第十二条第一項、第十三条第一項又は第十四条第十二項の規定の適用を受ける運搬若しくは処分に伴う保管として行う再生土の堆積又はこれらの規定の適用を受ける処分として行う再生土の堆積

二 法第十三条の十四第一項の規定による撤去等に伴う保管又は処分として行う再生土の堆積

三 法第十四条第十五項の規定により受託した者が、運搬若しくは処分に伴う保管又は処分として行う再生土の堆積

2 条例第二条第一項の規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一 条例第二条第一項に規定する産業廃棄物の同項に規定する処理により生じた物を当該処理をした場所で保管するために行う再生土の堆積

二 舗装工事として行う再生土の堆積

三 その他知事が定める再生土の堆積

(条例第三条第二項の規則で定める措置)

第五条 条例第三条第二項の規則で定める措置は、別表第一に定めるとおりとする。

(条例第三条第三項の規則で定める許認可等)

第六条 条例第三条第三項の規則で定める許認可等は、別表第二に掲げる許認

（環境影響の防止措置）

第四条 再生土の埋立て等を行う者は、当該再生土の埋立て等により地域の生活環境の保全上の支障が生ずることがないように、次の各号に掲げる措置のいずれかを講じなければならない。

- 一 再生土の埋立て等について、規則で定める方法により測定される水素イオン濃度及び塩化物イオン濃度が規則で定める基準に適合する再生土を使用すること。
- 二 再生土の埋立て等に供する区域以外の地域へ流出する水の水素イオン濃度及び塩化物イオン濃度が規則で定める基準に適合するようにするために規則で定める措置を講ずること。

可等とする。

（環境影響の防止措置等）

第七条 条例第四条第一号の規則で定める方法は、知事が別に定めるところにより作成した検液について、水素イオン濃度にあつては日本産業規格K〇一〇二一（以下この項において「規格」という。）十二・一に定める方法により、塩化物イオン濃度にあつては規格三十五に定める方法により測定する方法とする。

2 条例第四条各号の規則で定める基準は、水素イオン濃度にあつては水素イオン濃度指数が八・五以下であることとし、塩化物イオン濃度にあつては検液一リットルにつき五百ミリグラム以下であることとする。

3 条例第四条第二号の規則で定める措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

一 水素イオン濃度 次のいずれかの措置

イ 再生土の埋立て等を使用した再生土の表面を、舗装その他の方法により、容易に破損しない不透水性の材料で覆うこと。

ロ 再生土の埋立て等を使用した再生土の表面を、当該再生土の埋立て等に供する区域の地盤を掘削した土砂で三十センチメートル以上覆うこと。

ハ 知事が別に定めるところにより、再生土の埋立て等に供する区域以外の地域へ流出する水（次号において「流出水」という。）の水素イオン濃度指数を減少させるための設備を設けること。

ニ その他知事が定める措置

二 塩化物イオン濃度 次のいずれかの措置

イ 前号イに掲げる措置

ロ 知事が別に定めるところにより、流出水に含まれる塩化物イオンを除

(特定埋立て等の実施の届出等)

第五条 特定埋立て等（国又は地方公共団体が発注する工事に係る特定埋立て等その他規則で定める特定埋立て等を除く。）を行おうとする者は、あらかじめ、特定埋立て等に供する区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して、氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

去するための設備を設けること。

ハ その他知事が定める措置

一部改正（平成三二年規則二二号）

(条例第五条第一項の規則で定める特定埋立て等)

第八条 条例第五条第一項の規則で定める特定埋立て等は、次の各号に掲げる者が発注する工事に係る特定埋立て等とする。

一 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定により認可された土地改良区

二 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定により認可された土地区画整理組合

三 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社

四 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社

五 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社

六 独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、成田国際空港株式会社その他これらに類する法人で知事が定めるもの

七 その他知事が定める法人

(特定埋立て等の実施の届出)

第九条 条例第五条第一項の規定による届出は、再生土の埋立て等届出書（別記第一号様式）を知事に提出して行うものとする。

2 条例第五条第一項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げる書類及び図面とする。

一 条例第五条第一項の規定による届出をしようとする者（以下「届出提出者」という。）が個人である場合にあつては、住民票の写し

二 届出提出者が法人である場合にあつては、登記事項証明書

2 前項の規定による届出をした者は、次項に規定する場合を除き、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

- 三 特定埋立て等に供する区域の位置図、平面図及び断面図
 - 四 特定埋立て等に供する区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
 - 五 特定埋立て等を使用される再生土を販売した事業者（以下「販売事業者」という。）ごとの搬入量及び搬入期間を記載した書面
 - 六 特定埋立て等を使用される再生土の性状を証する書面
 - 七 特定埋立て等を使用される再生土の売買に関する事項を記載した書面
 - 八 条例第三条第二項及び第四条の規定により講じる措置の内容を記載した書面
 - 九 土質試験その他の調査又は試験に基づき特定埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面
 - 十 擁壁又は崖面崩壊防止施設（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第六条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。以下同じ。）を用いる場合にあつては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図
 - 十一 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応用算定及び断面算定を記載した構造計算書
 - 十二 特定埋立て等の施工の方法及び工程その他知事が定める事項を記載した特定埋立て等施工計画書
 - 十三 特定埋立て等が別表第二に掲げる許認可等に該当する場合にあつては、当該許認可等に該当することを証する書面
 - 十四 特定埋立て等に供する区域の利用に関する計画を記載した書面
 - 十五 その他知事が必要と認める書類及び図面
- 3 条例第五条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
- 一 届出提出者が法人である場合にあつては、その代表者の氏名
 - 二 特定埋立て等に供する区域の位置及び面積
 - 三 特定埋立て等の期間
 - 四 特定埋立て等の終了後の土地の利用目的
 - 五 現場責任者の氏名及び職名
 - 六 その他知事が定める事項
- （特定埋立て等の変更の届出）

第十条 条例第五条第二項の規定による届出は、再生土の埋立て等変更届出書

3 第一項の規定による届出をした者は、氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を変更したときは、その日から十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(台帳の作成)

第六条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定埋立て等を使用された再生土について、規則で定めるところにより、当該特定埋立て等に係る区域に搬入された再生土の一日当たりの量その他規則で定める事項を記載した台帳を作成しなければならない。

(別記第二号様式)を知事に提出して行うものとする。
2 前項の届出書には、前条第二項各号に規定する書類及び図面のうち、変更の内容に係る書類又は図面を添付するものとする。

(氏名等の変更の届出)
第十一条 条例第五条第三項の規定による届出は、氏名等変更届出書(別記第二号様式)を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第九条第二項第一号又は第二号に規定する書類のうち、変更の内容に係る書類を添付するものとする。
3 条例第五条第三項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
1 法人の代表者の氏名
2 その他知事が定める事項

(再生土管理台帳)
第十二条 条例第六条に規定する台帳は、再生土管理台帳(別記第四号様式)によるものとする。

2 条例第六条の規則で定める事項は、次の各号に定める事項とする。
1 条例第五条第一項の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)の氏名又は名称
2 特定埋立て等に係る区域の位置及び面積
3 特定埋立て等の期間
4 特定埋立て等を使用される再生土の量
5 現場責任者の氏名及び職名
6 販売事業者の氏名又は名称及び住所
7 特定埋立て等を使用される再生土を製造した事業者(以下「製造事業者」という。)の氏名又は名称及び住所
8 販売事業者ごとの再生土の搬入量及び搬入期間
9 一時堆積の場合にあつては、特定埋立て等に係る区域から搬出された再生土の一日当たりの量
10 その他知事が定める事項

(定期報告)

第七条 第五条第一項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、前条の台帳の写しを添付して当該届出に係る特定埋立て等を使用した再生土の量その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

2 第五条第一項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該届出に係る特定埋立て等に供する区域以外の地域へ流出する水について規則で定める方法による水質検査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。

(特定埋立て等の施工状況の報告)

第十三条 条例第七条第一項の規定による報告は、特定埋立て等を開始した日から三月ごとに当該三月を経過した日から十日以内（条例第十条の規定による終了の届出を行つた場合にあつては、知事が別に指定する日まで）に、特定埋立て等施工状況報告書（別記第五号様式）を知事に提出して行うものとする。

- 2 条例第七条第一項の規則で定める事項は、次の各号に定める事項とする。
- 一 条例第三条第二項及び第四条の規定により講じた措置の内容
 - 二 その他知事が定める事項

(水質の検査結果の報告)

第十四条 条例第七条第二項の規定による報告は、特定埋立て等を開始した日から三月ごとに当該三月を経過した日から一月以内（条例第十条の規定による終了の届出を行つた場合にあつては、知事が別に指定する日まで）に、水質検査結果報告書（別記第六号様式）を知事に提出して行うものとする。

- 2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- 一 条例第七条第二項の規定による水質検査（以下「水質検査」という。）に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真
 - 二 次条第二項の規定により採取した試料の検査試料採取調書（別記第七号様式）及び水質検査結果証明書（別記第八号様式）

(条例第七条第二項の規則で定める方法)

第十五条 条例第七条第二項の規則で定める方法は、第七条第一項に定める方法とする。

- 2 水質検査は、特定埋立て等を開始した日から三月ごと（条例第十条の規定による終了の届出を行つた場合にあつては、知事が指定する期日）に、知事の指定する職員の立会いの上、試料を採取し、行わなければならない。

(関係書類等の縦覧)

第八条 第五条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定埋立て等が行われている間、当該特定埋立て等に関しこの条例の規定により知事に提出した書類及び図面の写し並びに第六条に規定する台帳（以下「関係書類等」という。）を、当該特定埋立て等に係る区域内又はその付近において、近隣の住民その他当該特定埋立て等について利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

(標識の掲示)

第九条 第五条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定埋立て等が行われている間、規則で定めるところにより、当該特定埋立て等に係る区域の境界付近の公衆の見やすい場所に、当該特定埋立て等の期間、面積その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(終了の届出)

第十条 第五条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定埋立て等を終了したときは、その日から十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の様式等)

第十六条 条例第九条に規定する標識の様式は、再生土の埋立て等に関する標識（別記第九号様式）とする。

2 条例第九条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 条例第五条第一項の規定による届出をした日
- 二 特定埋立て等の終了後の土地の利用目的
- 三 特定埋立て等に係る区域の位置
- 四 届出者の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先の電話番号
- 五 販売事業者の氏名又は名称
- 六 製造事業者の氏名又は名称
- 七 特定埋立て等を使用される再生土の搬入量（一時堆積の場合にあつては、再生土の年間の搬入及び搬出の量）
- 八 現場責任者の氏名及び職名
- 九 特定埋立て等に係る区域の位置図

(終了の届出)

第十七条 条例第十条の規定による届出は、再生土の埋立て等終了届（別記第十号様式）を知事に提出して行うものとする。

（関係書類等の保存）

第十一条 第五条第一項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る特定埋立て等について前条の規定による届出をした日から三年間、関係書類等を保存しなければならない。

（措置命令等）

第十二条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、特定埋立て等を行った者に対し、期限を定めて、当該特定埋立て等を停止し、当該特定埋立て等を使用した再生土の全部若しくは一部を撤去し、又は再生土の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第三条第二項に違反して特定埋立て等が行われた場合

二 特定埋立て等を使用した再生土の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認める場合

2 知事は、再生土の埋立て等を行う者が第四条の規定に違反したと認める場合において、当該再生土の埋立て等に供する区域以外の地域へ流出する水により生活環境の保全上の支障が生じていると認めるときは、当該再生土の埋立て等を行う者に対し、期限を定めて、その支障を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告徴収）

第十三条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、再生土の埋立て等（再生土であることの疑いのある物を使用している場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）を行っており、又は行つたと認められる者に対し、再生土の埋立て等に関し、必要な報告を求めることができる。

（立入検査）

第十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、再生土の埋立て等に供するものと認められる区域又は再生土の埋立て等を行つて

（関係書類等の保存の方法）

第十八条 条例第十一条の規定による関係書類等の保存は、当該関係書類等を届出者の住所又は所在地において直ちにその内容を確認できる状態で備え付ける方法又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により作成された当該関係書類等に係る記録を届出者の住所又は所在地において直ちにその内容を画面に表示することができる状態で保存する方法によるものとする。

おり、若しくは行ったと認められる者の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、関係者に提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (市町村との関係)	(身分を示す証明書) 第十九条 条例第十四条第二項に規定する証明書は、身分証明書（別記第十一号様式）とする。
第十五条 市町村がその地域の実情に応じて独自に再生土の埋立て等に対する施策を講じ、又は講じようとする場合にあつては、当該市町村の長は、規則で定めるところにより、この条例の規定の適用の除外を求める旨の申出をすることができる。 2 知事は、前項の申出があつたときは、この条例の規定の適用を除外する市町村の名称及び当該市町村についてこの条例の規定の適用を除外する日を告示するものとする。 3 前項の規定による告示があつたときは、この条例の規定は、同項に規定する日から、当該告示に係る市町村の区域においては、その日の前日においてこの条例の規定の適用を受けていた再生土の埋立て等を除き、適用しない。 (委任)	(条例の規定の適用除外の申出) 第二十条 条例第十五条第一項の規定による申出は、同条第二項に規定する条例の規定の適用を除外する日の一月前までに、適用除外申出書（別記第十二号様式）を知事に提出して行わなければならない。
第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 (罰則) 第十七条 第十二条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第五条又は第十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二 第六条の規定に違反して、台帳を作成せず、又は同条に規定する事項を	

- 記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- 三 第七条又は第十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第十一条の規定に違反して、関係書類等を保存しなかった者
- 五 第十四条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

- 第十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき当該法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(過料)

- 第二十条 第九条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第十五条第一項の規定による申出及び同条第二項の規定による告示は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に再生土の埋立て等（一時堆積（再生土の堆積のうち、再生土の埋立て等に従する区域以外の地域における再生土の埋立て等を使用されるための再生土の一時的な堆積であつて、当該堆積のための再生土の搬入が反復して行われるものをいう。以下同じ。）を除く。）を行つている者に係る当該再生土の埋立て等については、この条例の規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に再生土の埋立て等（一時堆積に限る。）を行つて

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第二十条の規定による適用除外申出書の提出については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成三十一年三月二十九日規則第二十一号）

この規則は、平成三十一年七月一日から施行する。

附 則（令和五年四月二十八日規則第四十号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。

(経過措置)

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下

いる者に係る当該再生土の埋立て等については、第三条及び第四条の規定は、平成三十二年三月三十一日までの間は、適用しない。	「改正法」という。)による改正前の宅地造成等規制法(昭和二十六年法律第百九十一号)第八条第一項本文(改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による許可は、改正後の千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則別表第二第十二号に掲げる許可とみなす。
5 この条例の施行の際現に特定埋立て等(一時堆積に限る。)を行っている者に係る当該特定埋立て等については、その者を第五条第一項に規定する特定埋立て等を行おうとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成三十二年三月三十一日までに」とする。	附 則 (令和五年五月二十三日規則第四十二号) この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。 附 則 (令和六年三月二十九日規則第二十八号) この規則は、令和六年四月一日から施行する。

規則別表

別表第一 (第五条)	
一 一時堆積以外の特定埋立て等の場合の措置 イ 特定埋立て等に供する区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置を講じること。 ロ 著しく傾斜している土地において特定埋立て等を行う場合にあつては、特定埋立て等を行う前の地盤と特定埋立て等を使用された再生土とが接する面が滑り面とならないように、当該地盤の斜面に段切りその他の措置を講じること。 ハ 埋立て等の高さ(特定埋立て等により生じたのり面の最下部(擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあつては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。)及びのり面(擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあつては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の部分を除く。以下同じ。)の勾配は、次の表に定めるところとすること。	
埋立て等の高さ	のり面の勾配
五メートル以下の高さ	垂直一メートルに対する水平距離が一・五メートル以上の勾配
五メートルを超え、十メートル以下の高さ	垂直一メートルに対する水平距離が一・八メートル以上の勾配
十メートルを超える高さ	安定計算を行い、安全が確保される勾配
ニ 擁壁を用いる場合にあつては当該擁壁の構造を宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第八条から第十二条までの規定に、崖面崩壊防止施設を用いる場合にあつては当該崖面崩壊防止施設の構造を同令第十四条の規定にそれぞれ適合させること。 ホ 埋立て等の高さが五メートル以上である場合にあつては、埋立て等の高さが五メートルごとに幅が一メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝を設置すること。 ヘ 特定埋立て等の終了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように、締固めその他の措置を講じること。 ト のり面を風化その他の侵食から保護するため、石張り、モルタルの吹付けその他の措置を講じること。 チ 特定埋立て等に供する区域(のり面を除く。)について、芝張りその他の再生土の飛散を防止するための措置を講じること。	
二 一時堆積の場合の措置 埋立て等の高さは五メートル以下とし、のり面の勾配は垂直一メートルに対する水平距離が一・八メートル以上の勾配とする	

こと。

別表第二（第六条）

- 一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第四条の規定による制限に係る許可
- 二 漁港及び漁場整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第一項の規定による許可
- 三 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条、第十条第一項及び第十二条第一項の規定による許可（同法第十条第二項及び第十二条第二項の適用を受ける場合を含む。）
- 四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定による許可
- 五 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項及び第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による許可
- 六 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十四条の規定による承認並びに同法第三十二条第一項及び第九十一条第一項の規定による許可
- 七 土地区画整理法第七十六条第一項の規定による許可
- 八 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条第一項の規定による許可
- 九 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第七条第一項及び第八条第一項の規定による許可
- 十 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項及び第二十一条第三項の規定による許可
- 十一 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十八条第一項の規定による許可
- 十二 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十二条第一項及び第三十条第一項の規定による許可
- 十三 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十四条、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項及び第五十八条の四第一項の規定による許可
- 十四 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項及び第二項の規定による許可
- 十五 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第六十六条第一項の規定による許可
- 十六 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第一項の規定による許可
- 十七 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の規定による許可
- 十八 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項の規定による許可
- 十九 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第八条第一項の規定による許可
- 二十 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第七条第一項及び第六十七条第一項の規定による許可
- 二十一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第七項の規定による許可
- 二十二 千葉県立自然公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十五号）第十九条第一項の規定による許可
- 二十三 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十四年千葉県条例第五十号）第七条第一項の規定による確認
- 二十四 千葉県自然環境保全条例（昭和四十八年千葉県条例第一号）第九条第四項の規定による許可
- 二十五 千葉県港湾管理条例（昭和五十一年千葉県条例第四十五号）第四条第一項及び第五条第一項の規定による許可

第一号様式（第九条第一項）

再生土の埋立て等届出書

年 月 日

千葉県知事 様

届出者

住 所

氏 名

㊤

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

特定埋立て等を次のとおり実施するので、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例第5条第1項の規定により、必要な書類及び図面を添えて届け出ます。

特定埋立て等に 供する区域の位置	地番 ほか 筆
特定埋立て等に 供する区域の面積	m ²
特定埋立て等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
特定埋立て等の終了 後の土地の利用目的	
現場責任者の氏名及び職名	氏名 職名
備 考	

第二号様式（第十条第一項）

再生土の埋立て等変更届出書

年 月 日

千葉県知事 様

届出者

住 所

氏 名

㊤

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

特定埋立て等について、次のとおり変更するので、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例第5条第2項の規定により必要な書類又は図面を添えて届け出ます。

特定埋立て等の 実施の届出日	年 月 日	
特定埋立て等に 供する区域の位置	地番 ほか 筆	
変更の内容	新	旧
変更の理由		

第三号様式（第十一条第一項）

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

千葉県知事 様

届出者

住 所

氏 名

㊞

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

特定埋立て等について、次のとおり変更したので、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例第5条第3項の規定により必要な書類を添えて届け出ます。

特定埋立て等の 実施の届出日	年 月 日	
特定埋立て等に 供する区域の位置	地番 ほか 筆	
変 更 の 内 容		
	新	旧
氏 名 又 は 名 称		
住 所		
法 人 の 代 表 者 の 氏 名		
そ の 他		

第四号様式（第十二条第一項）

再生土管理台帳（ 年 月分）

届出者の氏名 又は名称		特定埋立て等に 供する区域の位置	地番 ほか 筆
特定埋立て等に 供する区域の面積	m ²	特定埋立て等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
特定埋立て等 に使用される 再生土の量	m ³	現場責任者の 氏名及び職名	
販売事業者の氏名 又は名称及び住所	(氏名又は名称) (住所)		
製造事業者の氏名 又は名称及び住所	(氏名又は名称) (住所)		
再生土の搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで		
前月までの 搬入量の累計	m ³	今月末までの搬入量	m ³

日付	搬入量 (m ³)	搬出量 (m ³)	摘要
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
計(残)			

注 搬出量の欄は、一時堆積の場合のみ記載すること。

第五号様式（第十三条第一項）

特定埋立て等施工状況報告書

年 月 日

千葉県知事 様

報告者

住 所

氏 名

㊞

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例第7条第1項の規定により、特定埋立て等の状況を次のとおり報告します。

特定埋立て等の 実施の届出日	年 月 日
特定埋立て等に 供する区域の位置	地番 ほか 筆
特定埋立て等に使用 された再生土の量	m ³
条例第3条第2項及 び第4条の規定によ り講じた措置の内容	

第六号様式（第十四条第一項）

水 質 検 査 結 果 報 告 書

年 月 日

千葉県知事 様

報告者

住 所

氏 名

㊞

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例第7条第2項の規定により、水質検査の結果を次のとおり報告します。

特 定 埋 立 て 等 の 実 施 の 届 出 日	年 月 日
特 定 埋 立 て 等 に 供 する 区 域 の 位 置	地番 ほか 筆
排水を採取した地点	別添位置図及び現場写真のとおり
水 質 検 査 の 結 果	別添検査試料採取調書及び水質検査結果証明書のとおり

第七号様式（第十四条第二項第二号）

検 査 試 料 採 取 調 書

年 月 日

採取者
住 所
所 属
職氏名
連絡先電話

㊞

別添の水質検査結果証明書に係る検査試料を次のとおり採取しました。

報 告 区 分	定期 ・ 終了
水質検査結果証明書 の 発 行 番 号	
採 取 年 月 日	年 月 日
採 取 日 の 天 候	

第八号様式（第十四条第二項第二号）

水 質 検 査 結 果 証 明 書					年	月	日
様					発行番号		
					分析機関名		
					代表者		
					所在地		
					電話番号		
					計量証明事業者の登録番号		
					環境計量士		
年 月 日に依頼のあった検体の検査結果を次のとおり証明します。					(検体番号)		
項 目	単 位	測定値	定 量 下限値	測 定 方 法			
水 素 イ オ ン 濃 度 指 数	—		—	日本産業規格 K0102 12.1			
塩 化 物 イ オ ン 濃 度	mg/ℓ			日本産業規格 K0102 35			
備考	検査の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の 氏名又は名称及び事業所の所在地 氏名又は名称： 事業所の所在地：						

第九号様式（第十六条第一項）

再 生 土 の 埋 立 て 等 に 関 す る 標 識	
特定埋立て等の 実施の届出日	
土地の利用目的	
特定埋立て等の位置	
届出者の氏名、 住所及び連絡先	氏名（名称）
	住所（所在地）
	連絡先
特定埋立て等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
特定埋立て等の面積	特定埋立て等に供する区域の位置図
販売事業者の名称	
製造事業者の名称	
再生土の搬入量（一時 堆積の場合は、再生土 の年間の搬入量及び搬 出量）	
現場責任者の 氏名及び職名	

注 標識の寸法は、縦90センチメートル以上、横120センチメートル以上とする。

第十号様式（第十七条）

再生土の埋立て等終了届

年 月 日

千葉県知事 様

届出者

住 所

氏 名

㊞

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

特定埋立て等が終了したので、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

特定埋立て等の 実施の届出をした日	年 月 日
特定埋立て等を行っ た区域の位置	地番 ほか 筆
特定埋立て等 を終了した日	年 月 日

第十一号様式（第十九条）

（表）

第 号	
職 氏 名	
生年月日	
写 真	上記の者は、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例 第14条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明 する。
年 月 日発行	
千葉県知事 印	

（裏）

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例抜粋
（立入検査）

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、再生土の埋立て等に供するものと認められる区域又は再生土の埋立て等を行っており、若しくは行ったと認められる者の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十二号様式（第二十条）

適 用 除 外 申 出 書

年 月 日

千葉県知事 様

申出者

印

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例第15条第1項の規定により同条例の規定の適用の除外を受けたいので、次のとおり申し出ます。

適用の除外を受けようとする区域	市（町・村）の区域
適 用 を 除 外 す る 日	年 月 日
本市（町・村）が講じた（講じようとする）再生土の埋立て等に対する施策の内容	
備 考	

千葉県再生土の埋立て等に係る行政指導指針

(平成28年9月15日策定)

(目的)

第1条 この行政指導指針は、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例（平成30年千葉県条例第45号。以下「条例」という。）及び千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則（平成31年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）と相まって、再生土の埋立て等（条例第2条第1項に規定する再生土の埋立て等をいう。以下同じ。）による土壌、地下水等の汚染及び崩落等の災害（以下「土壌の汚染等」という。）の発生を未然に防止し、もって県民の生活環境の保全に資するため、再生土の埋立て等に係る行政指導に共通してその内容となるべき事項を定めるものとする。

(県の責務)

第2条 県は、再生土の埋立て等を行う者に対し、この行政指導指針に基づき行政指導を行い、県民の生活環境の保全が図られるよう努めるものとする。

2 県は、土壌の汚染等の発生を未然に防止するための施策の実施に当たっては、必要に応じ、市町村と連携して取り組むものとする。

3 県は、市町村が行うその地域の実情に応じた土壌の汚染等の発生を未然に防止するための施策について、必要に応じ、情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

(再生土の埋立て等を行う者の責務)

第3条 再生土の埋立て等を行う者は、再生土の埋立て等の期間中、土壌の汚染等が発生しないよう、常に適切に管理しなければならないものとする。

2 再生土の埋立て等を行う者は、再生土の埋立て等によって土壌の汚染等が発生した場合は、県民の生活環境の保全に支障が生じないように、当該再生土の埋立て等の期間中及びその終了後においても責任をもって対処しなければならないものとする。

(製造事業者及び販売事業者の責務)

第4条 再生土（条例第2条第1項の再生土をいう。以下同じ。）の製造事業者は、再生土の埋立て等を行う者又は再生土の販売事業者に対し、再生土の埋立て等により土壌の汚染等が発生するおそれのある再生土を提供してはならないものとする。

2 再生土の販売事業者は、販売する再生土の性状等を定期的に確認するとともに、再生

土を購入しようとする者に対し、当該再生土の性状等に係る情報を提供するものとする。

- 3 再生土の製造事業者及び販売事業者は、自らが製造し、又は販売した再生土を使用した再生土の埋立て等によって土壌の汚染等が発生し、県民の生活環境の保全に支障が生じた場合は、当該再生土の埋立て等の期間中及びその終了後においても責任を持って対処しなければならないものとする。

(土地所有者の責務)

第5条 土地の所有者は、再生土の埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該再生土の埋立て等により土壌の汚染等が発生するおそれのないことを確認するなど、周辺地域の生活環境の保全に努めるものとする。

(指導の方針)

第6条 県は、土壌の汚染等の発生を未然に防止するため、市町村と連携して、再生土の埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な再生土の埋立て等が行われることのないよう、監視及び指導をするものとする。

- 2 県は、不適正な再生土の埋立て等が疑われる場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）又は千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の防止に関する条例（平成9年千葉県条例第12号。以下「残土条例」という。）に基づき、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

一 地質の分析検査

二 再生土の埋立て等を行う者、製造事業者、販売事業者、土地所有者等への報告徴収及び立入検査

- 3 県は、再生土の埋立て等を行うとしながら、廃棄物（廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）又は土砂等（残土条例第2条第1項に規定する土砂等をいう。）を利用した土地の埋立て、盛土及び堆積を行う行為が認められる場合には、廃棄物処理法又は残土条例に基づき、厳正に対処するものとする。

(土壌の安全基準等に適合しない再生土の使用禁止及び地質検査)

第7条 再生土の埋立て等を行う者は、別表第1から別表第3までに定める基準に適合しない再生土及び再生土の埋立て等の目的に応じた性状を有しない再生土を使用しないものとする。

- 2 特定埋立て等（条例第2条第2項に規定する特定埋立て等をいい、条例第5条第1項の規定による届出を要しないものを除く。以下同じ。）を行う者は、特定埋立て等を開始した日から3月ごとに、県職員の立会いの上、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成9年千葉県規則第81号）第10条第1項の規定の例により特定埋立て等に供する区域の土壌についての地質検査を行い、その結果を地質検査結果報告書（別記第1号様式）により、県に報告するものとする。
- 3 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 - 一 前項の規定による地質検査に使用した再生土を採取した地点の位置図及び現場写真
 - 二 前項の規定により採取した試料の検査試料採取調書（別記第2号様式）及び地質検査結果証明書

（説明会の開催）

- 第8条 特定埋立て等を行う者は、特定埋立て等に供する区域の所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）に対し、次の各号に掲げる事項について説明を行うものとする。
- 一 特定埋立て等の計画の概要
 - 二 地域の生活環境の保全上の留意点
- 2 特定埋立て等を行う者は、説明会を開催するに当たっては、その場所、日程、特定埋立て等の計画の概要等について、あらかじめ、地域住民に周知を図るものとする。
- 3 特定埋立て等を行う者は、その責めに帰することのできない事由で第1項の説明会を開催することができない場合は、その特定埋立て等の計画を記載した文書を配布する等の方法により、周知に努めるものとする。なお、説明会を開催することができない場合には、その事由及び措置等の記録を保存しておくものとする。

（関係市町村長に対する説明）

- 第9条 特定埋立て等を行う者は、特定埋立て等に供する区域を管轄する市町村長（再生土関係担当課）に対して、次の各号に掲げる事項について説明を行うものとする。
- 一 特定埋立て等の計画の概要
 - 二 地域の生活環境の保全上の留意点
 - 三 前条に係るものの実施状況

(特定埋立て等の説明会等の実施状況の報告)

第10条 特定埋立て等を行う者は、条例第5条第1項の規定による届出に当たり、第8条に規定する説明会及び前条に規定する説明の実施状況を特定埋立て等説明会等実施状況報告書（別記第3号様式）に記載して添付するものとする。この場合において、第8条第3項に規定する場合に該当するときは、その記録を併せて添付するものとする。

(実績報告書)

第11条 再生土の製造事業者は、県の求めに応じ、前年度（前年の4月1日から当該年の3月31日まで）における脱水、破砕その他規則第3条に規定する処理を行った産業廃棄物（条例第2条第1項に規定する産業廃棄物をいう。）の種類及び処理後の再生土の製造量、出荷量、出荷先その他必要な事項を実績報告書（別記第4号様式）により、県に報告するものとする。

(連絡会議)

第12条 県は、再生土の埋立て等に係る指導について連絡及び調整を行うため、次の各号に掲げる連絡会議を設置するものとする。当該会議の議事及び運営に関し必要な事項については、別途定める。

- 一 本庁内関係部局で構成する庁内連絡会議
- 二 各地域振興事務所、関係部局出先機関、管内市町村担当課等で構成する地区連絡会議

附 則

この行政指導指針は、平成28年9月15日から施行する。

附 則（平成31年3月23日）

(施行期日)

- 1 この行政指導指針は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第3項の規定により条例の規定を適用しないこととされる再生土の埋立て等については、改正後の再生土の埋立て等に係る行政指導指針の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和３年３月１７日）

（施行期日）

- 1 この行政指導指針は、令和３年４月１日から施行する。ただし、別表第１カドミウムの項及びトリクロロエチレンの項並びに別表第２カドミウム及びその化合物の項中基準値を改める改正規定は、同年７月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書の改正規定の施行に関し必要な経過措置は、知事が定める。

別表第1（土壌溶出量基準）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0. 0 0 3 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 0 2（以下「規格」という。）5 5. 2、5 5. 3 又は 5 5. 4 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 3 8 に定める方法（規格 3 8. 1. 1 及び 3 8 の備考 1 1 に定める方法を除く。）又は昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 1 に掲げる方法
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	昭和 4 9 年環境庁告示第 6 4 号付表 1 に掲げる方法又は規格 3 1. 1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和 4 9 年環境庁告示第 6 4 号付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1 リットルにつき 0. 0 1 ミリグラム以下	規格 5 4 に定める方法
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0. 0 5 ミリグラム以下	規格 6 5. 2（規格 6 5. 2. 7 を除く。）に定める方法
砒（ひ）素	検液 1 リットルにつき 0. 0 1 ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 1 5 ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては規格 6 1 に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒（ひ）素の量の検定の方法を定める省令（昭和 5 0 年総理府令第 3 1 号）第 1 条第 3 項及び第 2 条に規定する方法
総水銀	検液 1 リットルにつき 0. 0 0 0 5 ミリグラム以下	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 3 及び昭和 4 9 年環境庁告示第 6 4 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 4 に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 1 2 5 ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和 4 7 年総理府令第 6 6 号）第 1 条第 3 項及び第 2 条に規定する方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0. 0 2 ミリグラム以下	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき	日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2、

項目	基準値	測定方法
	0.002ミリグラム以下	5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき	日本産業規格K0125の5.1、5.2又

項目	基準値	測定方法
	0.01ミリグラム以下	は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき 0.8ミリグラム以下	規格34.1（規格34の備考1を除く。） 若しくは34.4に定める方法又は規格34.1.1c)に定める方法及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1 ミリグラム以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジ オキサン	検液1リットルにつき 0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「再生土」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 4 六価クロムの項目について、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本産業規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。
- 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 6 ふっ素の項目の測定方法については、次のとおりとする。
 - (1) 規格34.4に定める方法による測定は、妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加するものとする。
 - (2) 規格34.1.1c)に定める方法にあつては、注(2)第3文及び規格34の備考1を除くこととし、検液中に懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害と

なる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができるものとする。

注 令和3年6月30日までは、カドミウムの基準値は「検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下」、トリクロロエチレンの基準値は「検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下」となります。

別表第2（土壌含有量基準）

項目	基準値	測定方法
カドミウム及びその化合物	再生土1キログラムにつきカドミウム45ミリグラム以下	規格55に定める方法（準備操作にあつては、規格52の備考6に定める方法を除く。）
六価クロム化合物	再生土1キログラムにつき六価クロム250ミリグラム以下	規格65.2（規格65.2.7を除く。）に定める方法
シアン化合物	再生土1キログラムにつき遊離シアン50ミリグラム以下	規格38に定める方法（規格38.1及び38の備考11に定める方法を除く。）
水銀及びその化合物	再生土1キログラムにつき水銀15ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
セレン及びその化合物	再生土1キログラムにつきセレン150ミリグラム以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
鉛及びその化合物	再生土1キログラムにつき鉛150ミリグラム以下	規格54に定める方法（準備操作にあつては、規格52の備考6に定める方法を除く。）
砒（ひ）素及びその化合物	再生土1キログラムにつき砒素150ミリグラム以下	規格61に定める方法
ふっ素及びその化合物	再生土1キログラムにつきふっ素4,000ミリグラム以下	規格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4に定める方法又は規格34.1.1c）（注（2）第3文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素及びその化合物	再生土1キログラムにつきほう素4,000ミリグラム以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法

備考

- 1 平成15年環境省告示第19号に定める方法により測定を行うものとする。この場合において、付表中「土壌」とあるのは、「再生土」と読み替えるものとする。
- 2 六価クロム化合物の項目について、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本産業規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。
- 3 ふっ素及びその化合物の項目について、規格34.4に定める方法による測定は、妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加するものとする。

注 令和3年6月30日までは、カドミウム及びその化合物の基準値は「再生土1キログラムにつきカドミウム150ミリグラム以下」となります。

別表第3（ダイオキシン類に関する基準）

項目	基準値	測定方法
ダイオキシン類	1,000 pg—TEQ / g 以下	再生土中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾーパラージオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであつて、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

備考

- 1 基準値は、2, 3, 7, 8—四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 再生土中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高压流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この

表に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表に掲げる測定方法により測定した値とみなす

- 3 環境基準が達成されている場合であって、再生土中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合(簡易測定方法により測定する場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が 250 pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

第 1 号様式（第 7 条第 2 項）

地 質 検 査 結 果 報 告 書

年 月 日

千葉県知事 様

報告者

住 所

氏 名 ㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

千葉県再生土の埋立て等に係る行政指導指針第 7 条第 2 項の規定により、地質検査の結果を次のとおり報告します。

特 定 埋 立 て 等 の 実 施 の 届 出 日	年 月 日
特 定 埋 立 て 等 に 供 する 区 域 の 位 置	地番 ほか 筆
再生土を採取した地点	別添位置図及び現場写真のとおり
地 質 検 査 の 結 果	別添検査試料採取調書及び地質検査結果証明書のとり

第2号様式（第7条第3項第2号）

検 査 試 料 採 取 調 書

年 月 日

採取者

住 所

所 属

職氏名



連絡先電話

別添の地質検査結果証明書に係る検査試料を次のとおり採取しました。

報 告 区 分	定期 ・ 終了
地質検査結果証明書 の 発 行 番 号	
採 取 年 月 日	年 月 日
採 取 日 の 天 候	

特定埋立て等説明会等実施状況報告書

年 月 日

千葉県知事

様

報告者

住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

千葉県再生土の埋立て等に係る行政指導指針第10条の規定により、次のとおり報告します。

地域住民に対する説明会 （8条関係）	開催日時	年 月 日 時から 時まで
	開催場所	
	開催場所 の範囲指 定に係る 市町村の 判断内容	市町村対応者 指定された範囲（地域名）
	出席者の 状況	地域住民 名（うち 名） 説明者
	開催状況	説明概要、地域住民からの要望、説明者の回答等 について記載すること。 （開催できなかった場合は、対応状況等を記載す る。）

関係市町村長に対する 説明（９条関係）	開催日時	年 月 日 時から 時まで
	開催場所	
	出席者の 状況	市町村対応者 説明者
	開催状況	説明概要、市町村からの要望、説明者の回答等について記載すること。

実績報告書

年 月 日

千葉県知事

様

報告者 住所 名称
 代表者名
 電話番号
 担当者名

千葉県再生土の埋立て等に係る行政指導指針第11条の規定により、 年度(年4月1日から 年3月31日まで)の実績を下記のとおり報告します。

報告者が受け入れた廃棄物の種類	年度末保管量			
報告者の処理後物の保管量等(m³)	年度末保管量①	年度製造量②	年度出荷量③	年度末保管量①+②-③

卸売業者への出荷量等 (報告者から卸売業者への販売)				埋立て事業者への出荷量等 (報告者からの直送又は卸売業者からの販売)			
卸売業者名	住所	一時堆積場所在地	数量(m³)	埋立て事業者名	住所	埋立て事業場所在地	数量(m³)
計				計			

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則（以下「規則」という。）

第4条第2項第3号の「その他知事が定める再生土の堆積」

令和2年3月27日決定

規則第4条第2項第3号の「その他知事が定める再生土の堆積」とは、以下に掲げるものとする。

コンクリート及びアスファルトを原料とする再生砕石によって行われる基礎工、裏込工及び埋戻工並びに一時堆積

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則第7条の

「知事が別に定める」事項（平成31年3月29日決定）

（検液の作成方法）

第1条 千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則（平成31年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）第7条第1項の検液の作成方法は、次の各号に掲げるところによる。

（1）水素イオン濃度の検液の作成方法

ア 試料の作成

再生土を有姿のまま採取し、採取時の含水比状態のまま、含水比が変わらないように保存する。

なお、試料の含水比をあらかじめ測定し、試料の乾燥重量を求めておく。

イ 検液の作成

試料と溶媒（日本産業規格K0557（1998）に規定するA3又はA4の水をいう。次号イにおいて同じ。）を試料の乾燥重量に対して質量比5となるよう加え、攪拌棒等で懸濁させ、30分以上、3時間以内静置したものを測定用の検液とする。

なお、試料が固結している場合はときほぐしてから用いる。

また、質量比を5にしても懸濁液の状態にならない場合は、さらに水を加える。

（2）塩化物イオン濃度の検液の作成方法

ア 試料の作成

再生土を有姿のまま採取し、採取時の含水比状態のまま、含水比が変わらないように保存する。

なお、試料の含水比をあらかじめ測定し、試料の乾燥重量を求めておく。

イ 試料液の調製

試料と溶媒を試料の乾燥重量に対して質量比10となるよう混合し、かつ、その混合液が500ミリリットル以上になるようにする。

なお、試料が固結している場合はときほぐしてから用いる。

ウ 溶出

調製した試料液を常温（概ね摂氏20度）常圧（概ね1気圧）で振とう機（あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4センチメートル以上5センチメートル以下に調整したもの）を用いて、6時間連続して水平に振とうする。

エ 検液の作成

ウにより得られた試料液を3,000重力加速度で20分間遠心分離した後、孔径0.45マイクロメートルのメンブランフィルターを用いてろ過した溶液から検定に必要な量を正確に計り取る。

(流出水の水素イオン濃度指数を減少させるための設備)

第2条 規則第7条第3項第1号ハの設備は、次の各号に掲げる方法その他の方法により流出水の水素イオン濃度指数を減少させるための設備とする。

(1) 流出水を中和する方法

(2) 流出水を30センチメートル以上の厚さの土砂の層に通過させる方法

(流出水に含まれる塩化物イオンを除去するための設備)

第3条 規則第7条第3項第2号ロの設備は、蒸留法、逆浸透法その他の方法により流出水に含まれる塩化物イオンを除去するための設備とする。

平成31年3月18日

(処理後物を再生土として販売する中間処理業者) あて

千葉県環境生活部長

再生土の適正利用について (通知)

皆様方におかれましては、産業廃棄物の適正処理について、かねてから御尽力頂いており御礼申し上げます。

さて、産業廃棄物の再生利用に関して、建設汚泥等の処理後物である再生土による埋立てが県内各地で増加していますが、それに伴って、再生土中の有害物質の基準値超過、埋立地の法面崩落など問題となる事案が多く発生しています。

特に、昨年12月には、汚泥等を中間処理していた許可業者について、廃棄物処理法違反(委託基準違反)で許可取消処分を行ったところであり、こうした事を繰り返さないためには、皆様方に法令等を正しく理解し、適正に運用して頂く必要があります。

ついては、これまでの行政指導や行政処分の状況を踏まえ、産業廃棄物の適正な再生利用のために留意して頂きたい事項等を別紙によりまとめましたので、別紙の記載事項に十分留意するようお願いします。

なお、県では、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例(平成30年千葉県条例第45号。以下、「再生土条例」という。)を制定し、本年4月からの施行に向け準備を進めているところであり、今後、産業廃棄物の適正な処理と再生利用については廃棄物処理法を、再生利用の現場である埋立て等については再生土条例を、それぞれ厳格に適用し、適正な再生利用の確保と不適正事案の根絶を図ることを申し添えます。

担当 廃棄物指導課 監視指導室

電話 043(223)2695

(処理業許可関係 産業廃棄物指導室 中間処理担当)

(再生土条例関係 指導企画班 再生土担当)

【別紙】

産業廃棄物を再生土として適正に再生利用するにあたっての留意事項について

1 再生土埋立ての現状

(1) 不適正な埋立て事例等

県内の再生土埋立現場では、使用された再生土に基準を超過する有害物質が含まれていることが判明した事例、立木等の枯死など周辺地域の植生・作物への被害が発生した事例、隣接する他人の土地へ越境して埋立てた事例、崩落事故が発生した事例など様々な問題が発生している。こうした事態については、県には、地域住民から汚染や崩落への懸念、騒音・粉塵の苦情、違法業者ではないかなどとの不安の声が多数寄せられている。

(2) 平成30年12月に行政処分した産業廃棄物中間処理業者による違反事例

県内のある中間処理業者は、中間処理した汚泥の処理後物（再生土）を埋立資材として販売したとしていたが、県の調査の結果、販売代金を上回る運搬料を負担するいわゆる逆有償の取引であることが判明するなど、当該再生土は依然として廃棄物に該当すると判断された。

したがって、当該業者の行為は再生土を販売したことを装って産業廃棄物を許可のない者に委託した廃棄物処理法第12条第5項違反（委託基準違反）に該当すると認められたことから（なお、埋立行為は不法投棄に該当する。）、県は、昨年12月に当該業者に対して産業廃棄物処理業の許可取消しの行政処分を行ったところである。

(3) 中間処理業者に起因する不適正処理の実例と問題点

立入指導等で把握した、中間処理業者の不適正処理の実例としては、

- ・ 中間処理業者が、産業廃棄物の受入れにあたり、適正に処理できない性状のものを受入れてしまう。
- ・ 中間処理業者が、適正な中間処分を行っていない。
- ・ 中間処理業者が、本来有価物としての価値のない処理後物を、販売したように偽装して埋立処分している。
- ・ 中間処理業者が、別会社に再生土を販売し、これを相手方に引き渡せば「廃棄物を卒業」したものと誤認識している。

などがある。

このうち特に、販売を偽装した埋立ては不法投棄にあたるものであるが、処分費を

もらう前提で捨て場を確保して埋立事業に偽装して不法投棄を行う悪質な埋立業者が数多く見受けられる。これらの埋立業者を偽装販売先（実際には廃棄物の最終処分先）としている中間処理業者は、廃棄物処理法の委託基準に違反することはもとより、「不法投棄の共犯」にあたるというべきである。

このような埋立業者は、建設業の許可を持たず、埋立て等の土木工事に求められる知識・技能を持たない者も多い。もともと不法投棄が目的であるから、埋立事業には合理的な目的がなく、工事計画や設計・仕様の策定、施工等は杜撰であるため、法令違反、権利侵害、地域環境への悪影響等を発生させている。これら業者に処理後物の処分を委ねた中間処理業者の責任は非常に重いものである。

産業廃棄物である汚泥等を処理し、再生土として販売しようとする中間処理業者が、法に則り、適正な廃棄物の再生をするためには、その再生土がどのように利用されるのか詳細に把握し、その利用の適正さを常に確認していなければならないことはいうまでもない。

2 再生土の再生利用にかかる基本的な考え方

汚泥等の処理後物である再生土が、「有価物（有用な資材）」であるか依然として「廃棄物」であるかの廃棄物該当性の判断は、その物の性状、排出の状況、通常の手扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断するものとされている。

環境省通知では、「行政処分の指針について」（*1）で、全般的な廃棄物該当性の判断について、「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」（*2）で、特に建設汚泥処理物（再生土）について、廃棄物該当性の考え方を示している。県では、これらに準じて廃棄物該当性の判断を行うものとしている。

（1）再生土の廃棄物該当性

上記環境省通知(*2)では「建設汚泥処理物については、建設資材として用いられる場合であっても、（中略）競合する材料である土砂に対して現状では市場における競争力がないこと等から、あらかじめその具体的な用途が定まっており再生利用先が確保されていないならば、（中略）その客観的な性状だけからただちに有価物として判断することはできない。」としている。

再生土の利用については、上記「1 再生土埋立ての現状」に記載のような状況であり、現在も市場性があるとは認めがたく、有価物と判断するには「取引価値の有無」の観点から特段の合理性があることが求められる。

(2) 各判断要素の基準について

再生土が有価物であると認められるか否か、各判断要素の基準については以下のとおりである。

ア 物の性状

再生利用の用途に要求される品質を満たし、かつ生活環境保全上の支障を生ずるおそれのないものであること。具体的には環境基本法に基づく土壤環境基準（溶出基準）及び有害物質の含有量基準、国土交通省通知「建設汚泥処理土利用技術基準」（*3）に示される用途別の品質及び工事仕様書等で規定された要求品質を同等以上有していること。この基準を満たさない場合には、通常このことのみをもって廃棄物に該当するものと判断する。

なお、工事の計画や仕様が明確でなく、要求品質そのものが明らかになっていない場合には、当然、再生土が品質を満たしていないものと判断される。

イ 排出の状況

再生土の搬出が、適正な再生利用のための需要に沿った計画的なものであること。搬出前や搬出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

具体的な需要がないにも関わらず、製造した再生土を販売仲介会社に売却し、その会社のストックヤード等に長期に渡って多量に滞留してしまう事例などは、廃棄物の不適正処理に該当するものである。

ウ 通常の実態

「有用な資材」として取引され有効使用される実績があり市場が形成されていること。

ただし、現状における再生土の通常の実態は、社会的にみて適正な再生利用が確実に実施され再生土の適正な市場が確立されているとは到底言い難い状況であり、特別な処理や加工を行った場合を除き、一般的に競合材料である土砂に対して市場における競争力があるとは認められない。

エ 取引価値の有無

有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。ただし、有償譲渡の契約や、受取側が代金を支払って再生土を受け取った事実行為の存在をもってただちに有価物であると判断するのではなく、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する資材の価格や運送費等の諸経費を勘案しても営利活動として合理的な額であること。

建設資材として利用する工事計画について、工事の発注者又は施工者から示される設計図書・確認書等で確認でき、また、施工指針・共通仕様書等から当該建設汚

泥処理物の品質・数量等が当該工事の仕様に適合し、かつ、構造的に安定した工事であること。

※有償譲渡と運送費等の関係

中間処理業者から埋立事業者へ再生土を販売したとしても、中間処理業者が運送費を負担し、その運送費が売却代金を上回る（逆有償）場合、中間処理業者は再生土を手放すにあたり金銭負担をしており、有価物の取引としての経済合理性がないと判断され得る。

※「規制改革通知」の解釈

いわゆる「規制改革通知」（平成17年3月25日付け環廃産発第050325002号）に「再生利用するために有償で譲り受ける者が占有者になった時点以降については廃棄物に該当しない」と記載されている部分のみを取り上げて「運搬費が売却代金を上回る場合（逆有償）であっても、販売相手方の手に渡ったら廃棄物に該当しない」旨主張する例が散見されるが、当該通知の後段には「判断にあたっては特に次の点に留意」として「（二）（略）当該再生利用が製造事業として確立・継続しており、売却実績がある製品の原材料の一部として利用するものであること」と記載されており、埋立への利用は製品の原材料としての利用ではないから、再生土の埋立てはこの通知の記載には該当しないこと。なお、当該通知の解釈にあたっては「規制改革通知に関するQ&A集」（*4）が公開されているので参考にされたい。

オ 占有者の意思

占有者の主張はどうあれ、有価物と認められるためには、客観的要素からみて社会通念上合理的に認定しうる占有者の意思として、廃棄物ではなく有価物として取扱う意思が認められるものであることを要する。

（3）再生利用の確認の必要性

廃棄物を処理し再生利用するにあたっては、既に再生利用の実績が十分にあり再生品の市場価値が確立している物（例えばJIS規格適合の再生砕石など）とそうではない物（例えば再生土など）では、廃棄物該当性の判断は異なってくる。

前出の環境省通知(*2)では「当初の計画時は有価物に該当するとされたものであったとしても、実際の工事において必要以上の建設汚泥処理物を投入したり、計画に反する品質の建設汚泥処理物や施工方法が用いられたり、工事終了後、計画と異なる用途に用いられたりするような場合には、これらのことにつき合理的な理由が認められない限り、実際には当初から主に不要物の脱法的な埋立処分を目的にしたものであっ

たとえられ、当該建設汚泥処理物は当初から廃棄物であったものと判断される。」とされている。そのため、再生土においても「販売会社に販売したことで廃棄物を卒業した。」という主張は成り立たず、廃棄物ではなくなり完全に有価物になったと言うには、適正な再生利用が完了したことを確認できなければならない。

3 再生土の再生利用における留意事項

以上を踏まえると、中間処理業者は、再生土の再生利用を適正に行うために、当該埋立て事業の工事計画や実際の施工について確認する必要があり、その際に留意すべき事項として、具体的に次のようなものが考えられること。

(1) 再生土の性状

- ・各種環境基準に適合する、工事に求められる強度を有する等、埋立資材として使用されることにより周辺の生活環境保全上の支障及びそのおそれを生じさせるものではないこと。環境への危害性がある場合には、即廃棄物と判断される。
- ・一般的資材としての性状として、前出の国土交通省通知（*3）に示される要求品質と同等以上のものであること。
- ・当該工事の設計・施工計画・仕様等から求められる品質を満たすものであること。
- ・「有用な資材」としての品質管理が十分になされているものであること。

一例として、千葉県では千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（いわゆる残土条例）において建設残土の埋立ての際に土量5000m³ごとに分析を求めているが、製品である再生土の分析頻度は、残土の分析頻度より当然に高いと考えられる。

(2) 再生土を利用する工事が適正なものであること

建設工事として、合理的な土地利用計画に基づき設定された工事であり、必要な能力のある者によって立てられた適正な工事計画に基づき、その工事を適切に施工する技術・能力を持った者により適切に施工され、完成後は利用計画どおりに土地利用が行われるものであること。

全ての段階において、各種法令を遵守したものであり、生活環境保全上の支障や災害発生のおそれのない安全なものであり、地域住民が安心して暮らせる生活環境を損ねるものでないこと。具体的には以下のことが考えられること。

ア 事業計画

- ①再生土の利用状況からみて、汚泥等の処分が目的とは認められないこと。
- ②計画全体としての経済合理性があること。

埋立工事費（材料費を含む）を負担しても事業全体として利益が見込まれる

ものであること。

③事業者が明確であること。

通常、埋立てや土地造成を計画する事業を、実績の全くない一個人が運営することは考えにくい。

違法行為の責任の所在を隠匿するための悪質な名義貸しが疑われ、全く事業を把握していない個人を名義のみの事業者とする事例が見受けられる。

④都市計画法、森林法、農地法その他関係法令を遵守すること。

イ 工事設計

①適切な技能を有する者（例：測量士、地質調査技士、土地家屋調査士等）によって適切な事前調査（測量、地盤調査・強度測定、境界確定・杭打ち表示等）がなされること。

②適切な技能を有する者（例：技術士、建築士等）によって適切な工事計画（施工計画、仕様書、作業計画等）が立案されること。その内容は、土木工学的見地から防災等について構造基準（安定計算・法面角度の設定・排水施設等）が適切に検討された計画であること。

③工事計画に基づき求められる資材の性能と調達価格とを考慮して再生土の使用が合理的であること。

④再生土の適正な再生利用の完了を確認するために、原則として複数の中間処理業者からの再生土を混合しての埋立ては行わないこと。

やむを得ず再生土を混合して埋立てを実施する場合には、再生土の出荷元の中間処理業者が連帯して品質を保証する旨の書類を作成しておくなど、責任の所在を明確にしておくこと。

⑤法令等で定められた手続きを適切に行い、工事着手前に手続きを完了させていること。

赤道・青道、流末処理、道路使用関係など

⑥地域への説明等

ウ 施工管理

①適切な技術・能力のある者（例：監理技術者、建設機械施工技士、土木施工管理技士等）によって施工管理されること。埋立てのうち規模・高低差・形状等による施工困難度が一定以上のものは、建設業許可を有する等適切な技能を持つ者でなければ適切な施工はできないと考えられるものであること。

②労働安全関係法令、道路交通法、車両運送法、ダンプ規制法等の関係する法令等を遵守した施工が行われること。

特に、再生土を運搬するダンプ車両については、違法に荷台を深枠に改造したいわゆる深ダンプへの最大積載量を超過した積み込み（過積載）や、土砂等運搬禁止車両、ダンプ規制法の登録番号の適切な表示（通称ゼッケン）（*5）がない車両、ナンバー表示を隠したり見えにくい状態にした車両を使用しての運搬などは、地域社会の安全を著しく損なう違法行為であり、決して許されるものではない。そのようなダンプ車両に再生土の運搬をさせることは、違法ダンプに手を貸すことと同義である。

③粉塵発生防止、騒音・振動の低減、交通整理等、地域の生活環境に配慮したものであること。

④当初の計画に即して施工されること。現状に合わせる変更を後で届け出る等主張して、当初計画にない埋立範囲の拡大や隣地への越境等を行うケースが見られるが、決して認められるものではないこと。

エ 実際の土地利用

施工完了後、完了手続きが行われ、土地利用計画通りの利用がなされること。

4 その他

汚泥等を処理した再生土を直接埋立て資材として利用するケースを基本に説明しているが、他の再生資材についても原則とする考え方は同様である。

資料

*1 環境省通知 「行政処分の指針について」

平成30年3月30日 環循規発第18033028号

<http://www.env.go.jp/hourei/add/k068.pdf>

*2 環境省通知 「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」

平成17年7月25日 環廃産発第050725002号

<http://www.env.go.jp/hourei/11/000096.html>

*3 国土交通省通知 「建設汚泥処理土利用技術基準」

平成18年6月12日 国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号

http://www.milt.go.jp/tec/kankyau/hasseido/pdf/odeisyoriki_jyun.pdf

*4 環境省 「規制改革通知に関するQ&A集」

平成17年7月4日（平成25年6月28日改正）

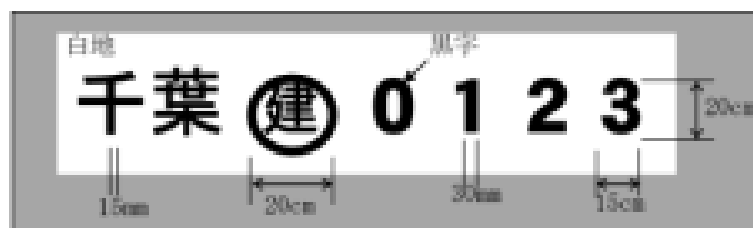
http://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/q_and_a.pdf

*5 ダンプ規制法の登録番号表示

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故等の防止等に関する特別措置法

最大積載量5 t 以上又は車両総重量8 t 以上の車両で土砂等を運搬する場合は、運輸支局に届け出て表示番号の指定を受け、車両荷台の両側面及び後部に表示しなければならない。白地に黒文字で、文字・数字は幅15cm高さ20cm、記号は幅20cm高さ20cm。文字・記号の太さ15mm、数字の太さ30mm。

（表示例）



※「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例」の情報（千葉県ホームページ）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/saiseido/jyourei.html>

施 工 計 画 書 (例)

届 出 日		年	月	日
期 間	自	年	月	日
	至	年	月	日

事業者

施工者

1 事業概要

※埋立て目的等を記載

(1) 埋立ての目的

本工事は●●市◇◇地先において、再生土を用いて埋立て工事を行い、平坦な造成地を築造したのち、■■施設を建設する計画である。

(2) 区域

●●市◇◇字▲▲××番地ほか○○筆

(3) 事業者名

株式会社○○○○

所在地 ●●市◇◇××番地

電話 ○○○○—○○—○○○○

施工者名

株式会社○○○○

所在地 ●●市◇◇××番地

電話 ○○○○—○○—○○○○

(4) 工事内容

再生土による土地造成

埋立面積 ○○○m²

盛土工（再生土） ▲▲▲m³

法面工（植生工） □□□m²

2 計画工程

※ネットワーク又はバーチャートによる計画工程表を作成し添付

- ・ 工種を全て記載する。
（例：準備工、仮設工、土工、法面工、排水工、舗装工、片付工など）
- ・ 県の現地確認を記載する。
（例：土地改変前確認、再生土搬入前確認、定期検査、終了前の現地確認、終了後の現地確認）
- ・ 埋立て後の土地利用に関する造成工事も記載する。
（例：太陽光発電施設、物流施設倉庫、農業生産施設、工場、宅地の造成など）

3 現場組織表

※工事に関する組織を下請業者、再生土関係業者等も含め全て記載

現場責任者			(事務関係)	
			現場事務責任者	
			事務員（経理担当）	
			事務員（労務担当）	
			(技術関係)	
			労務安全責任者	
			重機管理責任者	
			機械器具管理責任者	
			資材管理責任者	
			交通安全責任者	
			測量出来形担当者	
			写真管理担当者	
			品質管理担当者	
			出来形管理担当者	
			工程管理担当者	
			重機操作員	
			現場作業員	
			交通誘導員	

※現場内で作業する者は全て記載すること

	(工事関係)		
	内容	業者名	担当者名
	再生土製造		
	再生土販売		
	再生土運搬		
	〃		
	〃		
	〃		
	法面工		
	盛土工		
	伐採工		
	設計業者		
	測量業者		
	警備業者		

4 使用機械

※実際に工事に使用する機械を記載

名 称	規 格	台数	使用工種	備 考
バックホウ	○m ³	○台	盛土工 仮設工	排ガス規制対応型
ブルドーザー	○t	○台	盛土工	排ガス規制対応型
振動ローラー	○t	○台	仮設工	
散水車	○ℓ	○台		

※自社所有以外の機械は、備考欄に所有者を記載すること

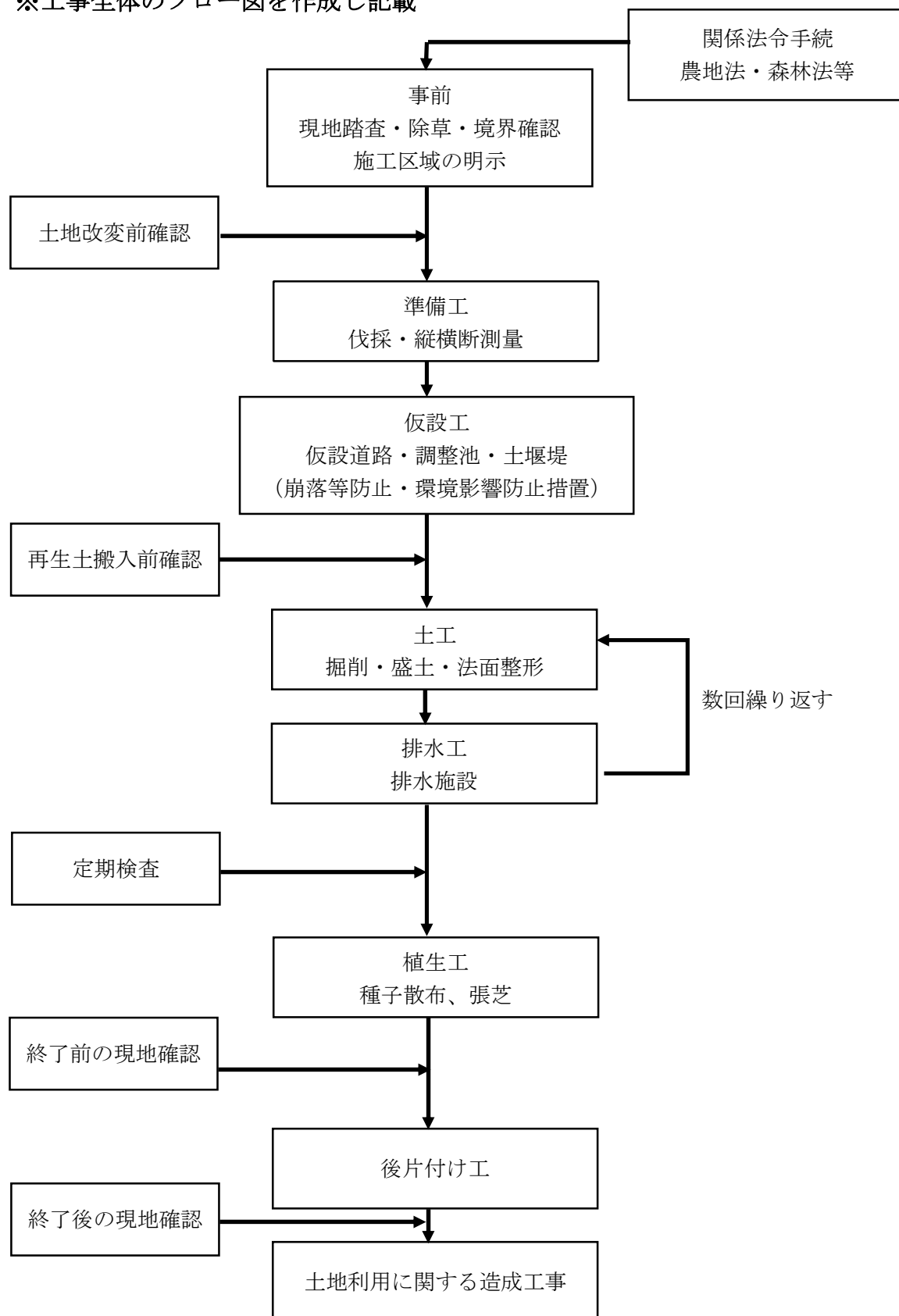
5 使用資材

※再生土を除き工事に使用する資材を記載

名 称	規 格	数量	使用工種	備考
U字溝	U-300	m	排水工	
塩化ビニル管	φ 150	m	排水工	
R C 柵	450×450	m	排水工	
碎石	RC-40	m ³	排水工 仮設工	
植生シート	標準型	m ²	法面工	
遮水シート		m ²	法面工	
敷鉄板	サイズ	枚	仮設工	
立入防止柵	H=1.8m	m	仮設工	

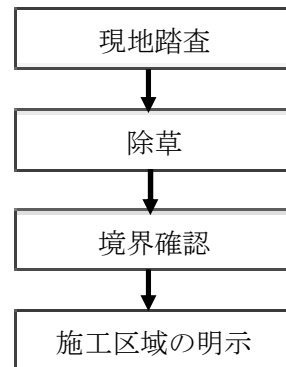
6 施工方法

※工事全体のフロー図を作成し記載



※施工方法・現場条件の制約等により施工順序を精査し記載してください。

※該当工種についてフロー図を作成し、各項目毎に留意事項や施工方法等を記載
(1) 事前調査



ア 現地踏査・除草

- (ア) 工事着工前に再生土の埋立て等を行う区域の確認を行う。
工事箇所、周辺環境、搬入路、湧水状況等の現場条件を確認する。
現場内、周辺の除草及び清掃を行う。刈草は集積し処理する。

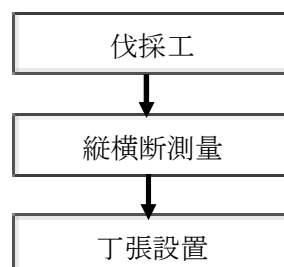
イ 境界確認

- (ア) 工事に先立ち測量成果簿等を基に境界点の確認を行い、区域を明確にするために木杭（頭部に赤スプレーを塗布し測点を明示）を設置する。
木杭には測定名を示す。また木杭の場所に旗竿を設置し、遠方からも位置が分かるようにする。
- (イ) (ア) の作業後に着工前の現況写真を撮影する。特に、上側、排水路、湧水、赤道等で後日、目視確認ができない部分は特に注意して現況写真を撮影する。
- (ウ) 特定埋立て場には、関係書類の保管場所、縦覧場所及び標識板を設置する。

ウ 施工区域の明示

- (ア) 施工区域にバリケード、カラーコーン等を設置し、関係者以外が安易に現場内に立ち入らないようにする。

(2) 準備工



ア 伐採工

- (ア) 工事に先立ち、範囲を確認して伐採工を行う。
- (イ) 伐採時には手元と重機オペレーターの合図確認を徹底する。
- (ウ) 伐採後、伐採等を集積し決められた集積場所へ運搬し、適正に処分する。

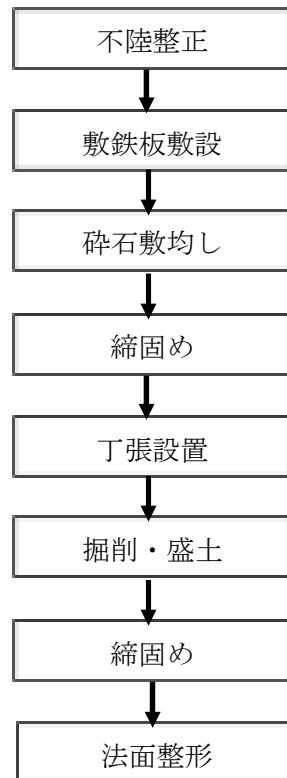
イ 縦横断測量

- (ア) 縦横断測量を行い、工事数量、断面の確認を行う。
- (イ) 当初計画と異なる場合は速やかに変更手続を行う。

ウ 丁張設置

- (ア) 計画図面により現地に丁張を設置し、盛土、掘削位置等を確認する。

(3) 仮設工



ア 仮設道路

- (ア) 道路敷設範囲をバックホウにより不陸整正を行う。
- (イ) 敷鉄板敷設は、クレーン付きバックホウを使用する。
- (ウ) 碎石舗装は所定の厚さ ($t = 〇〇 \text{ cm}$) を敷均し・締固めを行い、碎石が仮設道路外へ流出しないようにする。

イ 調整池・土堰堤

- (ア) 施工に際して計画図面により丁張を設置し、掘削・盛土を行う。
- (イ) 盛土土砂が崩落しないよう盛土厚 $t = 〇 \text{ cm}$ 毎に転圧を行う。
施工の際に巻出し厚が分かるよう標尺を設置する。
- (ウ) 丁張に合わせてバックホウ ($〇 \text{ t}$) 及び人力により法面整形を行う。

※施工中の崩落防止措置、環境影響防止措置について記載してください。

(4) 土工

ア 再生土埋立て

- (ア) 施工に際して計画図面により丁張を設置し、地山の段切掘削を行う。
- (イ) 再生土が崩落しないよう盛土厚 $t = 〇 \text{ cm}$ 毎にブルドーザ ($〇 \text{ t}$)、ローラー ($〇 \text{ t}$) で転圧を行う。
施工の際に巻出し厚が分かるよう標尺を設置する。
- (ウ) 丁張に合わせてバックホウ ($〇 \text{ t}$) 及び人力により法面整形を行う。
- (エ) 法面の勾配は $1 : 〇〇$ として、埋立て高さ 5 m ごとに幅 $〇 \text{ m}$ の小段を設け、排水溝を設置する。

(5) 排水工

ア 側溝工

- (ア) 基礎碎石

- (イ) クッション砂
- (ウ) 側溝敷設
- イ 集水桝工
 - (ア) 基礎碎石
 - (イ) クッション砂
 - (ウ) 桝設置
- ウ 暗渠工
 - (ア) 基礎碎石
 - (イ)
 - (ウ)

(6)植生工

- ア 張芝工
 - (ア)
 - (イ)
 - (ウ)
- イ 吹付植生工
 - (ア)
 - (イ)
 - (ウ)
- ウ モルタル吹付け工
 - (ア)
 - (イ)
 - (ウ)

(7)後片付け工

- ア 仮設材撤去工
 - (ア)
 - (イ)
 - (ウ)
- イ 場内清掃工
 - (ア)
 - (イ)
 - (ウ)

(8) その他

- (ア)
- (イ)
- (ウ)

7 施工管理計画

(1) 工程管理

- ・工程管理は、**※バーチャート又はネットワーク**により管理する。
- ・工事施工に当たり、工程表により全体工程を把握し、工期を左右する重要工程を十分検討し、作業前日に翌日の作業内容をチェックし、資材・機材の調達、作業方法を打合せし作業内容を明確にし、その日の作業量を確実に行うようにする。
- ・やむをえない事情により工程に遅れが生じた場合、対応方法を検討し変更が必要であれば変更届手続を行う。

(2) 品質管理

※管理項目及び管理方法を定め、結果については保管する。

- ・再生土は毎月行われる販売事業者の分析結果を確認し、異常が発見された際は直ちに搬入を中止するとともに、県に報告し対応を検討する。
- ・pH、塩化物について簡易測定器により毎日作業開始前に水質検査を実施する。異常が発見された際は県へ報告するとともに、応急対応を実施する。
- ・土壌汚染のおそれが認められる場合は、埋め立てた再生土を採取し分析を行う。異常が発見された際は県へ報告するとともに、応急対応を実施する。
- ・排水構造物は搬入時に検収を実施し、異常がないことを確認する。
- ・植栽工は搬入時に検収を実施し、異常がないことを確認する。

(3) 出来形管理

※具体的な管理位置、寸法計測位置、写真管理撮影位置を定めた出来形管理計画を定め測定し、結果については保管する。

- ・埋立て高さについては測点ごとに高さを測定し、自主管理値±〇〇mm内に施工されていることを確認する。
- ・法面長さについては測点ごとに長さを測定し、自主管理値±〇〇mm内に施工されていることを確認する。
- ・排水構造物については測点ごとに高さを測定し、自主管理値±〇〇mm内に施工されていることを確認する。
- ・環境影響防止措置として行う土堰堤については、測点ごとに高さ、法長、天端幅を測定し、自主管理値±〇〇mm内に施工されていることを確認する。

(4) 写真管理

※施工後に不可視部分が多く存在するため、次の項目の写真を定期的に撮影する計画を定め、写真の保管方法を定める。

- ・施工状況写真（施工方法の証明写真）
- ・安全管理写真（安全管理の実施状況の具体的な記録）
- ・使用材料写真（工事使用材料の品質と寸法の証明写真）
- ・出来形管理写真（構造物の数量、寸法等出来形の証明の記録）
- ・災害写真（発生した災害及び事故等の記録）
- ・その他（産業廃棄物の発生及び処理状況の記録）

(5) 県、市、その他関係機関による立入検査

- ・県、市、その他関係機関による立入検査に協力し、不適正な事項が認められた場合は指導等に従い早急に是正する。是正に当たっては改善計画書を作成し県に提出する。

(6) 検査・確認項目

※県の検査、確認立会いを要する項目についての計画を記載

名 称	確認項目	施工予定時期	備考
土地改変前 確認	関係書類の縦覧方法、場所 標識 埋立て区域の表示 水質検査試料採取場所 管理施設 その他（具体的に記載）	○年○月頃	
搬入前確認	崩落防止措置（具体的に記載） 環境影響防止措置（具体的に記載） 水処理方法（具体的に記載） 搬入路 運搬方法及び車両 災害防止措置（具体的に記載） その他（具体的に記載）		
定期検査	施工状況 管理台帳 崩落防止措置（具体的に記載） 環境影響防止措置（具体的に記載） 土質検査、水質検査 その他（具体的に記載）		
終了前確認	埋立て区域 崩落防止措置（具体的に記載） 環境影響防止措置（具体的に記載） 雨水排水対策（具体的に記載） 土質検査、水質検査 その他（具体的に記載）		
終了後確認	埋立て区域 崩落防止措置（具体的に記載） 環境影響防止措置（具体的に記載） 雨水排水対策 現地（○○○の撤去状況など具体的に記載） 周辺（法定外公共物の保存状況など具体的に記載） その他（具体的に記載）		

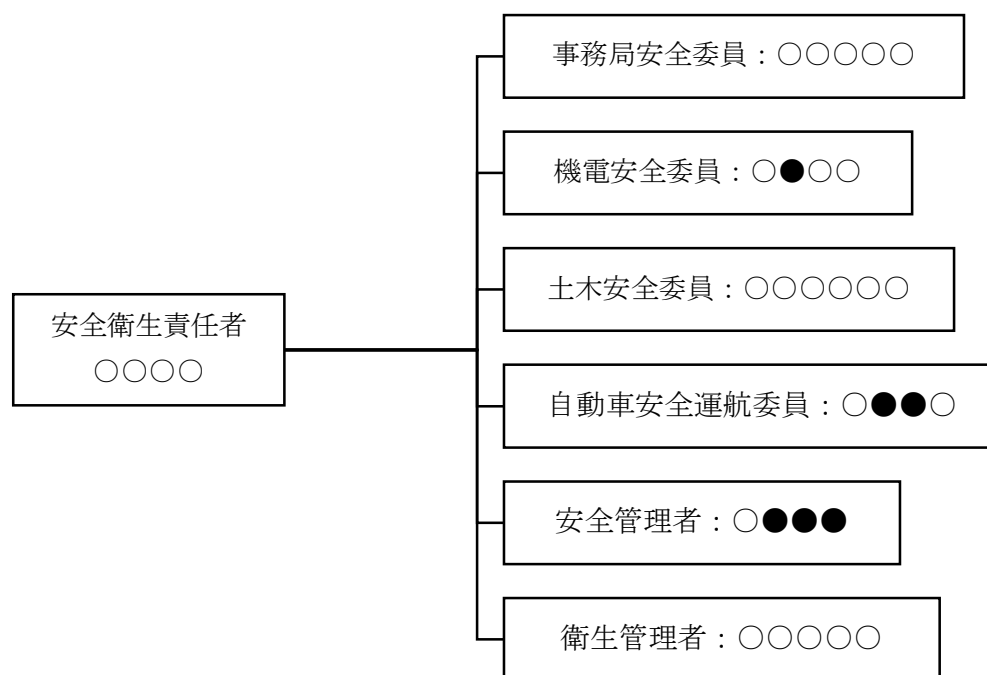
8 安全管理

- ・当該工事の施工に当たっては、常に安全の確保に細心の注意を払い、労働基準法及び労働安全衛生規則等の安全関係法令を厳守し、現場施工等の災害防止、並びに衛生管理に万全を期すとともに公衆の安全にも十分な配慮を行う。

(1) 工事安全管理対策

下記の安全衛生管理組織を設立し工事期間中、工事関係者が一丸となって安全第一作業を推進する。

(2) 安全衛生管理組織図



(3) 日常安全管理

※施工日ごとに実施する安全管理に関する活動を記載

名称	場所	参加予定者	頻度	摘要
1. 日常管理				
1) 朝礼	現場	全員	作業開始時	
2) KY 活動	〃	全員	〃	
3) 日常点検	〃	取扱責任者	〃	
4) 現場責任者の巡視	〃	現場責任者	午前・午後 1 回	
5) 作業中の指導・監督	〃	現場責任者・職員	随時	
6) 安全・工程打合せ	〃	現場責任者・職員	作業終了前	
7) 後片付け	〃	全員	作業終了前	
8) 終業時の確認	〃	現場責任者	作業終了前	

(4) 現場における作業時、作業主任者及び必要有資格者一覧表

※本工事施工に際して必要となる資格を記載

業務区分	選任・配置すべき者	摘要範囲	資格
クレーン作業	玉掛け作業有資格者	玉掛け作業時	技能講習終了者
	クレーン資格者	最大吊上げ荷重 5t 未満	技能講習終了者
		最大吊上げ荷重 5t 以上	免許
車両系建設機械	整地・運搬・積込用及び掘削用機械運転者	機体重量 3t 以上	技能講習終了者
		機体重量 3t 未満	特別教育終了者
	大型特殊車両	一般道路走行時	免許
	締固め用機械運転者	機体重量を問わず操作	特別教育終了者

(5)その他の安全衛生対策

ア 一般事項

- ・作業前にTBM・KYKを積極的に実施し、実施状況を記録する。
- ・指差称呼の実施を徹底する。
- ・混在作業となる場合、作業範囲の設定等について各作業間の連絡調整を密に行う。
- ・機械等の日常点検、定期点検を、確実に実施し記録し、設備等の不備による災害防止に努める。
- ・交通災害を撲滅するため、交通ルールを作業員に熟知させ厳守するよう徹底する。
- ・第三者及び作業員等の安全を図るため、十分な保安設備、標識等を設置し、交通誘導員を配置することで適切な交通誘導を行う。

イ 車両系建設機械

- ・オペレーターの資格を確認する。
- ・始業前点検を確実に実施、記録し、安全を確認する。
- ・オペレーターを含めたTBM・KYKを実施して記録し、相互に周知徹底する。
- ・作業指揮者、合図者を選任し、適正に配置する。
- ・用途外使用、機械の能力を超えた使用は行わない。
- ・オペレーターが運転席を離席する場合は、必ずエンジンを停止し、キーを外す。
- ・ヘルメット、安全带等の保護具を適正に着用する。
- ・工事資格者一覧

※本工事施工に関わる資格者について全て記載

工種	作業者名	作業内容	資格
土工事	○●●●	盛土・掘削・法面	技能講習終了 車両系建設機械（掘削等）
仮設工	○●◇■	クレーン作業	技能講習終了 玉掛け作業 クレーン作業 （最大吊上げ荷重 5t 未満）
土工事	▲▲▲▲	盛土・掘削・法面	技能講習終了 車両系建設機械（掘削等）

ウ 第三者安全対策

- ・工事施工に際して、付近公道を通行している車両・歩行者等に危険を及ぼさないよう工事施工箇所の立入禁止措置、作業区域の明示、工事車両の誘導等の処置を行う。

9 緊急時の体制及び対応

- ・当工事を施工するに当たり、緊急事態が発生した場合、現場責任者並びに各担当者は、事態に対して適切な処置を講ずるほか、下記の連絡体制表に基づき、各関係方面に連絡するとともに、監督官庁の指示等に従った対応等を行う。

(1) 災害対策時の対応

- ・事故による被災者の有無を確認し、被災者がいる場合は救出を第一とする。
- ・二次災害が想定される場合は、その防止の為の緊急措置をとる。
- ・第一発見者は上記の措置を実施するとともに、事故発生 of 報告、連絡を速やかに行う。
- ・現場責任者は職員に早急な対応を指示するとともに、消防、警察及び千葉県ヤード・残土対策課又は管轄する地域振興事務所へ第一報を発信する。
- ・現場責任者は事故発生現場における安全確保が確認され次第、事故原因調査を実施し更に正確な情報を各関係機関に報告、連絡するとともに再発防止の検討を行う。

(2) 雨天時等の作業中止基準

ア 降雨

- ・現場において降雨の状況により危険が予測される場合。
- ・天気予報で工事現場付近において○○mm/h 又は累計○○mm 以上の降雨が予測される場合。
- ・作業再開に当たり、現場パトロールを実施し、異常の有無を千葉県ヤード・残土対策課又は管轄する地域振興事務所へ報告する。

イ 強風

- ・天気予報で強風の予報が発令され、吹き流しにより風の強さを確認し、強風の場合。(おおむね10分間平均風速が○○m/h 以上)

ウ 雷

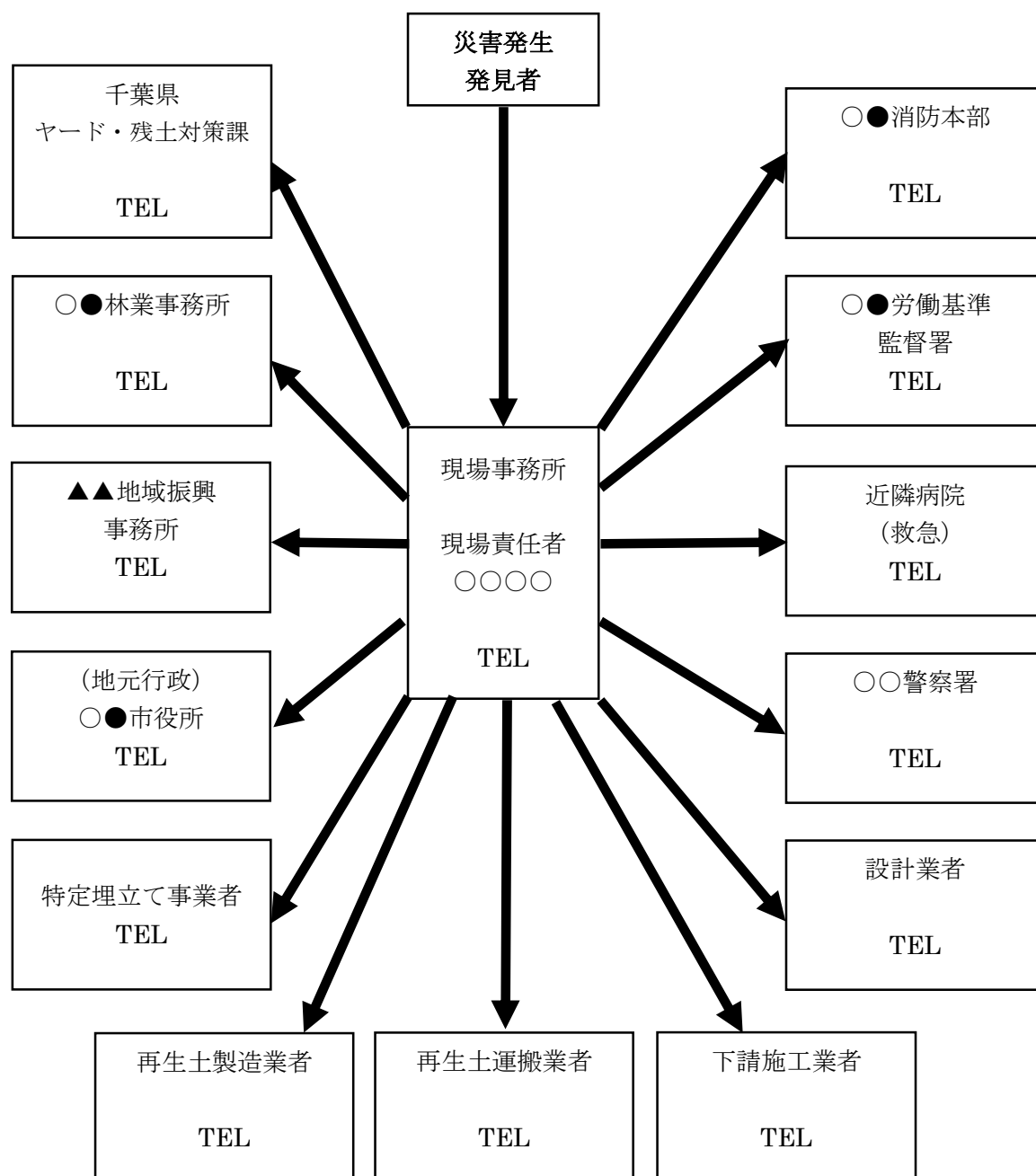
- ・雷鳴がした場合、周囲の安全を確認したのち作業を中止し、安全な場所へ退避する。

エ 地震

- ・地震が発生した場合、速やかに作業を中止し周囲の状況を確認する。
- ・工事現場近隣の地震計において、震度4以上が計測された場合、現場パトロールを実施し、異常の有無を千葉県ヤード・残土対策課又は管轄する地域振興事務所へ報告する。

(3) 緊急時の連絡

- ・事故が発生した場合、事故発見者には現場責任者に速やかに報告させ、迅速な処理、連絡を行う。
- ・報告を受けた現場責任者は、速やかに関係各所へ連絡を行い、現場作業中止後、事故発生原因・周囲の状況を把握する。



1 0 交通管理

(1) 交通安全管理対策

- ・一般車両が通行する箇所に段差等が生じた場合は、速やかに段差等の擦り付けを行う。
- ・諸資材の搬入に当たり、関係納入会社の安全運転管理者と密に連絡をとり、各運転手に運搬経路及び周辺事情を説明し、事故や渋滞がないようにする。
- ・運搬車が出入りする時は、出入口に誘導員を配置し、一般車両及び歩行者の安全を確保する。
- ・工事関係車両の出入り時には、歩行者及び一般車両の通行を最優先とする。
- ・通学路における通学時間帯は運搬車の出入りを行わない。

(2) 過積載対策

- ・搬入車両一覧表に記載された車両以外の搬入をさせない。
- ・積載重量を超えて荷物、土砂等を積み込ませない。
- ・さし枠装着等の不法改造車、不表示車等に荷物、土砂等を積み込ませない。
- ・現場事務所にて運搬車両を確認し、取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い、またさし枠装着車、不表示車等を運搬に使用している場合は、受取りを拒否し、直ちに帰社させるとともに、ダンプカー事業者に対して早急に是正するよう指導する。
- ・取引関係のないダンプカーについて、工事現場内へ立ち入らせず、直ちに引き返させる。
- ・機械・資材搬入時は積荷の重量、トラックの積算量を搬入前に確認してから搬入する。

1 1 環境対策

(1) 騒音、振動

- ・騒音振動等が予想される工種の施工に当たっては、事前に工程の調整、使用機械等の検討を十分に行い、周辺地域に対する影響の低減を図る。
- ・重機は低騒音型機械を使用するとともに、施工中は無駄な振動が起らないよう、重機の移動、走行について十分注意する。
- ・再生土の搬入に際して、ダンプトラック荷台のゲート開閉に際して、十分注意し騒音の低減を図る。
- ・夜間、早朝に場内作業を行わない。
- ・日曜、祝日に作業する場合は事前に近隣住民に周知する。

(2) 水質汚濁

- ・油圧オイル、その他油脂類の漏れ、流出等に備え油吸着シート等を現場に常備する。
- ・施工時を含め環境影響防止措置を講ずる必要がある再生土を使用する場合は、排水が直接事業場外に流出しないよう、定期的に施設を点検し異常が確認された場合は速やかに補修する。

(3) ゴミ、ほこりの処理

- ・ゴミは分別し日々持ち帰り処理する。
- ・ほこりの飛散等ないように注意し、必要に応じて散水車等で散水、清掃を行う。
- ・現場内の土砂等が一般車両が通行する道路上に飛散しないよう、タイヤ洗浄場を設ける。また、道路上に飛散した場合は速やかに清掃を行う。

(4)事業損失防止措置

- ・周辺の架空線等が損傷しないよう、接触がある場合は看板・標識ロープ等を明示する。
- ・上下水道等地下埋設物が損傷しないよう、事前に施設管理者立会いのもと試掘を行う。
- ・周辺道路を損傷しないよう、道路管理者と協議を行う。
- ・工事に伴い現場周辺に影響かないか、定期的に事業場周辺を確認する。

(5)産業廃棄物の対応

- ・産業廃棄物が発生した場合は、適切に処理する。

(6)その他

- ・本工事で使用する機械は「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、又はこれと同等以上の機械を使用する。
- ・使用する燃料は JIS 規格の燃料を使用する。
- ・アクセルの空ぶかし、クラクションの不必要な使用は行わない。
- ・ダンプトラック等は、NO_x・PM対策法に適合したものを使用する。
- ・建設機械等は、日常点検整備を行い整備不良から発生する騒音を防止する。

1 2 現場作業環境の整備

(1)仮設関係

(2)安全関係

(3)営繕関係

1 3 請負契約書等

1 4 住民、市町村等対応関係

- ・施工計画等変更があった場合、重大な事故が発生した場合、その他住民、市町村等に情報提供すべき事由が生じた場合は速やかに情報提供する。
- ・住民、市町村等からの意見、要望、質問等があった場合は真摯に対応し結果を県に報告する。

1 5 その他

※当該現場で施工上特に配慮すべき事項を記載する。

※周辺美化活動等、イメージアップ活動等を記載する。

【届出・相談先】

1 埋立て面積10,000㎡以上

事務所名 担当班	郵便番号 住所	電話番号 F A X	管轄市町村
県庁ヤード・残土対策課 残土・再生土対策班	260-8667 千葉市中央区市場町1-1	043-223-2641 043-224-8811	県条例の適用が除外されている市町村を除く全域

2 埋立て面積10,000㎡未満

事務所名 担当課・班	郵便番号 住所	電話番号 F A X	管轄市町村
県庁ヤード・残土対策課 残土・再生土対策班	260-8667 千葉市中央区市場町1-1	043-223-2641 043-224-8811	千葉市、市原市
葛南地域振興事務所 地域環境保全課	273-8560 船橋市本町1-3-1 7F	047-424-8093 047-421-1590	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市
東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課	271-8560 松戸市小根本7	047-361-2119 047-361-4098	松戸市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市 (野田市)
印旛地域振興事務所 地域環境保全課	285-8503 佐倉市鎗木仲田町8-1	043-483-1138 043-486-7570	白井市、富里市、酒々井町、栄町 (成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市)
香取地域振興事務所 地域環境保全課	287-8502 香取市佐原イ92-11	0478-54-7505 0478-52-5529	東庄町 (香取市、神崎町、多古町)
海匝地域振興事務所 地域環境保全課	289-2504 旭市ニ1997-1	0479-64-2825 0479-63-9898	(銚子市、旭市、匝瑳市)
山武地域振興事務所 地域環境保全課	283-0006 東金市東新宿1-11 (山武合同庁舎敷地内)	0475-55-3862 0475-55-8312	九十九里町、横芝光町 (東金市、大網白里市、山武市、芝山町)
長生地域振興事務所 地域環境保全課	297-8533 茂原市茂原1102-1	0475-26-6731 0475-26-6733	一宮町、睦沢町、白子町、長柄町、長南町 (茂原市、長生村)
夷隅地域振興事務所 地域環境保全課	298-0212 大多喜町猿稻472-2	0470-82-2451 0470-82-4164	勝浦市、いすみ市、御宿町 (大多喜町)
安房地域振興事務所 地域環境保全課	294-0045 館山市北条402-1	0470-22-8711 0470-22-0074	館山市、鴨川市、南房総市 (鋸南町)
君津地域振興事務所 地域環境保全課	292-8520 木更津市貝渕3-13-34	0438-23-2285 0438-23-2287	富津市、袖ヶ浦市 (木更津市、君津市)

※管轄市町村の欄中、括弧書の市町村は、県の再生土条例の適用が除外されていますので、当該市町村にお問合せください。



産廃110番 **043-223-3801** (年中無休・24時間受付)

※再生土の不法投棄の疑いがある現場を発見した場合は、直ちに通報願います。